

婦 人 労 働 の 実 情

1958 年

労働省婦人少年局

はしがき

「婦人労働の実情」は一九五二年から毎年ひきつづき刊行しておりますが、これはその一九五八年分をとりまとめたものです。

最近の働く婦人の現状をおつたえするため、総理府統計局労働力調査、労働省毎月勤労統計調査、同労働異動調査、同賃金構造基本調査、同労働組合基本調査、文部省学校基本調査、その他の労働統計の中から婦人に関するものをひろい、これに簡単な説明を試みました。より詳しい資料をごらんになりたい方のためには、別刊「婦人労働統計資料」、「女子保護の概況」、「労働組合の中の婦人」——いずれも一九五八年分——などの資料が御参考になると存じます。

一九五九年九月

目次

一九五八年婦人労働の実情

一、婦人の就業

労働力人口	1
就業者	1
雇用者	1
労働市場状況	10
失業者	2

二、婦人の労働条件

賃金	3
労働時間、日数	3
定年制度、退職一時金制度	4

三、婦人の労働保護状況

労働基準法における婦人の保護	8
----------------	---

「婦人労働の実情」正誤表

頁	訂正箇所	誤	正
3頁	表 2. 1958年9月欄の 女、通学	263	289
	“ その他	289	263
	図 3. 女 通学	16.9%	18.6%
	“ その他	18.6%	16.9%
34頁	1行4字目	脳 字	規
51頁	6行6字目	当	常
66頁	図 29. (総評)	全化労連	合化労連

労働基準法中女子に関する条文の違反

四

母性保護規定の実施状況

五

婦人と労働衛生

五

婦人と労働災害

六

四、労働組合の中の婦人

六

一九五八年婦人労働の実情

一、婦人の就業

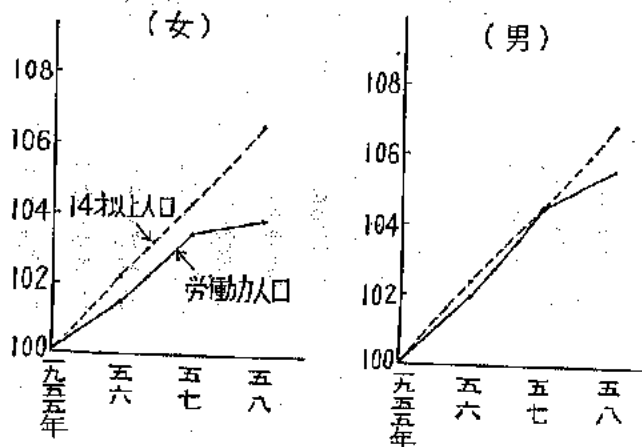
一九五七年五月の金融引しめにはじまつた景気後退のきざしは、一九五八年に入つても停滯ないし悪化を示して、労働事情に及ぼす影響も少なからぬものでありました。婦人の労働力人口は近年にない停滯を示しましたが、前年にくらへるとなお微増しています。一九五八年を平均してみると一四才以上の女子人口は三、三六〇万人、労働力人口は一、七九七万人で、これは男子を含めた総労働力人口の四〇・八%にあたり、婦人の労働がわが国の産業発展の上に大きな役割を果していることはもはや動かせない事実となっています。

(注) 労働力人口とは就業者と失業者の計をいう。

労働力人口

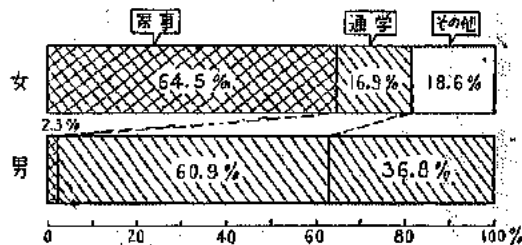
本年は、女子労働力人口の増加は近年にない停滯を示しました。すなわち一九五八年の総労働力人口四、四〇〇万人のうち女子は一、七九七万人で前年より五万人の増加、男子は二、六〇三万人で二四万人増、前年にひきつづき男子の増加が優勢を示しています。満一四才以上の人口は女子三、三六〇万人、男子三、一四八万人で前年より男女とも六九万人の増加なので、労働力率は女子五三・五、男子八二・七とそれぞれ前年の一%減となりました。(図1、図2、表1) 一九五八年十二月の労働力人口の増加率と前年同月のそれとを比べてみると、一四〜一九才の層に減少の傾向が強ぐあらわれていま

図2 14才以上人口並びに労働力人口の推移
(1955~58年) (1955年=100)



総理府統計局—労働力調査

図3. 非労働力人口の内訳 (1958年9月)



総理府統計局—労働力調査

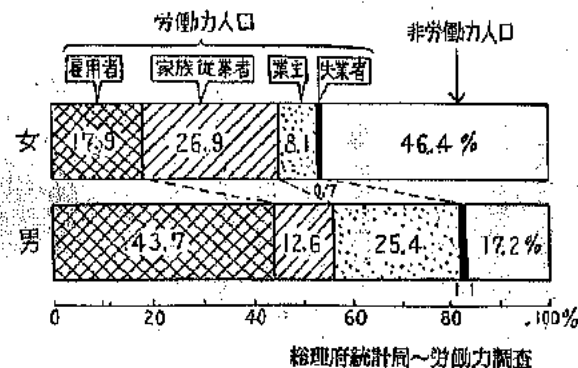
表2. 主な活動別非労働力人口
(1954~58年)

(単位 万人)

	女				男			
	総数	家事	通学	その他	総数	家事	通学	その他
1954年 9月	1,440	944	247	249	439	18	257	177
1955年 //	1,369	884	236	250	481	16	259	164
1956年 //	1,463	936	267	261	508	13	304	186
1957年 //	1,483	930	290	263	491	13	303	175
1958年 //	1,557	1,004	263	289	532	12	324	196

総理府統計局—労働力調査

図1. 労働力非労働力人口の割合
(1958年)



総理府統計局—労働力調査

表1. 14才以上人口, 労働力人口, 非労働力人口
(1954~58年)

	14才以上人口 ¹⁾	労働力人口	非労働力人口	労働力人口比 ²⁾	労働力人口男女別構成比
	万人	万人	万人	%	%
1955年平均	3,155	1,732	1,418	54.9	41.2
1956年 //	3,225	1,758	1,463	54.5	41.1
1957年 //	3,291	1,792	1,494	54.5	41.0
1958年 //	3,360	1,797	1,559	53.5	40.8
1955年平均	2,946	2,467	474	83.7	58.8
1956年 //	3,016	2,516	495	83.4	58.9
1957年 //	3,079	2,579	495	83.8	59.0
1958年 //	3,148	2,603	541	82.7	59.2

- 注 1) 1958年1月から14才以上人口は国勢調査及び人口動態統計によつて推計した数字を用い、1955年の数字についてもさかのぼつて修正した数字を用いた。
2) 14才以上人口中に占める労働力人口の比率。
3) 数字はすべて調査結果の実数に推定乗率を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果なので14才以上人口は労働力人口と非労働力人口の合計に必ずしも一致しない。

総理府統計局—労働力調査

す。

女子の非労働力人口（注）は、労働力人口の伸びが小さかつたことと対応的に増え、前年の二倍の増加率（四・四％）をしめし、六五万人増の一、五五九万人となりました。なかでも一四〇一九才の若年層、および四〇〇六〇才の老壮年層の非労働力化の傾向が目立っています。

一九五八年九月の総理府統計局調査によりますと、家事に従事する婦人が前年の同月に比べても七四万人増え、非労働力人口の六四・五％を占め、前年を上回る増加率となっています。これら非労働力人口の増加の要因としてあげられますことは、産業別には農林業就業者が減少したことや、従業上の地位別には家族従業者が減少したこと及び若年層における進学者の増加などによるものと推察されます。（図3、表2）

（注）非労働力人口とは労働力人口以外の人、例えばまだ学校に通っている人、家庭にいる人、老人、病人等で現在就業意思のない人、又は就業できない人々をいう。

就業者

一九五八年の女子就業者は前年より六万人増加して一、七七三万人、総就業者数の四〇・八％で戦後著しく向上傾向であつた就業者数はこの年はじめて停滞気味となりました。失業者は二万人減つて二三万人、女子労働力人口の一・三％となつています。年令別に就業者をみますと前年に比べ若年層は全く増加していませんが、二〇～三九才は〇・六％、四〇～六四才は〇・五％とやや増加を示しました。しかし前年の増加率、一四〇一九才の二・七％、二〇～三九才の一・四％、四〇～六四才の二・八％に比べると、その増勢は弱まりました。（表3）

又就業者の配偶関係を一九五八年九月の調査によつてみますと、前年同月に比べて有配偶の就業者数は前年より一二万人減少して九六七万人、死、離別者が四万人減の二六七万人で、この両者が就業者総数の中に占める割合は八八・八％、前年の〇・九％減となつています。未婚の就業者数は前年の一七万人増の五六〇万人、就業者総数の中に占める割合は三一・二％、前年より〇・九％の増加で有配偶の就業者が大幅に増加した前年の状況とはかなりちがつていますが、前記の非労働力人口の増加とあわせ考へて注目される現象でありましょう。

産業別にみた女子就業者

就業者をさらに農林、非農林業別にみますと、数年来同様の傾向をしめして今年も非農林業が農林業を六〇万人上まわりました。農林業は八〇七万人で前年にくらべ二四万人もの減少をしめています。しかしなお農林業は女子就業者の半数近くをしめており、男子が約三分の一にすぎないのとくらべて特徴的といえましょう。一方、非農林業の女子就業者の増加は年々めざましく、一九四九年からみると九〇％の増加、二倍に近くなつている反面、農林業では五五年以来下向きとなり一九五八年には一九四九年からみると、一四％の減少をみせています。（図4）

非農林業の増加状況を産業別にみますと、製造業（一四万増）、サービス業（一三万増）、卸小売・金融保険・不動産業（一〇万増）が増勢をみせ、前年伸びた鉱業や建設業はふるわず不況の影響が現われています。前年増加した漁業・水産養殖業は三万人減、公務は今年も一万人減少しました。（表4）

従業上の地位別にみた女子就業者

女子就業者をその従業上の地位別にみますと、家族従業者が過半数をしめているのが目立ちます。これはわが国の女子就業者の一つの特色で、近代的な労働関係にある雇用労働者（職場にやとわれて給料や賃金などを受けているもの）が比

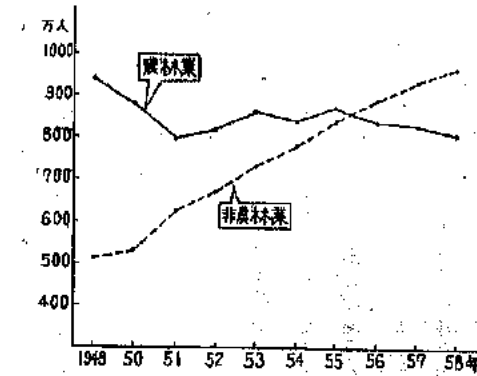
表3 年令階級別就業者数 (1957~58年)

(単位 万人)

		計	14~19才	20~39才	40~54才	65才以上
女	1957年平均	1,767	231	870	587	80
	1958年 "	1,773	231	876	589	78
男	1957年平均	2,552	257	1,229	934	131
	1958年 "	2,570	258	1,254	921	135

総理府統計局~労働力調査

図4. 農・非農別女子就業者数の推移 (1949~58年)



総理府統計局~労働力調査

表4. 産業別就業者数 (1957~58年)

(単位 万人)

		全 就 業	農 林 業	非 農 林 業										業 能 分 類 不 詳
				計	農 業	林 業	建設 業	製造 業	鉱山 業	電気 業	運輸 業	通信 業	サービス	
計	1957年	4,319	1,633	2,686	63	59	198	812	732	217	489	114	2	六
	1958年	4,343	1,670	2,773	54	53	205	863	755	217	501	123	2	
女	1957年	1,767	831	936	14	6	23	281	319	27	246	16	1	一
	1958年	1,773	807	967	11	6	25	295	329	27	259	15	1	
男	1957年	2,552	802	1,750	49	53	172	531	413	189	243	98	1	一
	1958年	2,570	764	1,806	43	48	180	569	420	180	242	108	1	

総理府統計局~労働力調査

較的少く、事業の経営主の家族が賃金をもらわずに、家業に従事するという形——家族従業者が多いのですが、特に零細経営の多い農業では、女子を主とする家族従業者の労働力に負うところが大きく、農林業の女子就業者のうち家族従業者は八四・八% (非農林業二二・八%) の高率をしめている現状です。

しかし家族従業者が減つて雇用者が増えていく傾向は年々強められ、一九五八年における女子の家族従業者は九〇四万人で就業者総数の五一・〇% (男子一五・五%) 前年より二%減少 (男子〇・四%減) しています。反面、雇用者は六〇一万人で就業者総数の三三・九% (男子五三・五%) 前年より二・五%増加 (男子一・六%増) しています。これからみても女子労働の近代化は徐々にではありますが年を追って進んでいるということができましよう。自営業主は二六八万人、前年よりわずかながら減少して一五・一%の割合になっています。(図5、図6)

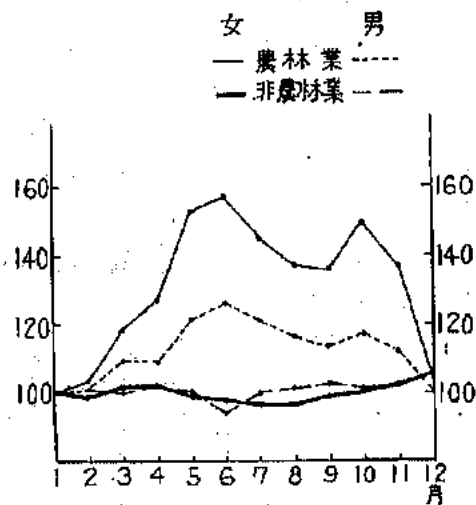
女子就業者中、農林業が減少したのは家族従業者の減少によるもので、前年より二三万人減っています。自営業主は二万人増加しており、男子の自営業主がほぼ同数減少していることからみて、おそらく婦人が男子と代つて業主となつたいわゆる「主婦農業」の増加によるものと察しられます。非農林業では雇用者が五〇万人増加しましたが、大部分が農林業の家族従業者の流入したものと考えられます。

——女子の就業者と季節的変動——

女子就業者の特色の一つとしてあげられることに、季節による数の変動が多いということがあります。女子就業者の約半数が農林業に従事していることはさきに述べた通りですが、わが国の農業は規模の零細なものが多く、しかも主として家族労働にたよっているため、季節的な繁閑によつて農林業に従事する女子就業者の数に変動を生じるのは、男子の農林業就業者のそれより著しい差があります。五、六、七月および十、十一月は農繁期で就業者数は急激にふくらみ、十二、

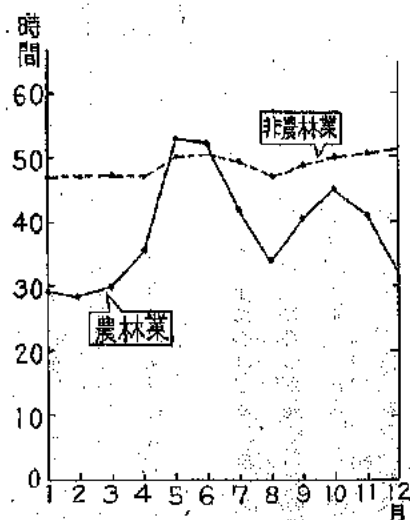
一、二月は農閑期で激減します。最高の六月は九六六万人、最低の一月は六一五万人とその間に五〇万人位の開きがあります。非農林業には農林業ほど大きな波はみられませんが、十二月、一月を最高とし、六、七、八月を谷として農林業とは逆の増減をみめています。(図7) さらに現在の仕事のほかに仕事を希望する追加就業希望者の季節的変動をみると、農林業では五、六月ならびに十月の農繁期の一〇万人前後にくらべて、二、三月の農閑期には二四、五万人と倍以上の差があります。非農林業ではこのような顕著な季節的変動はみられません。これは農林業の追加就業希望者が主として家族従業者であり、農閑期に不要となった婦人が他に仕事を求めていることが考えられます。

図7. 就業者の季節的変動
(1958年) (1月=100)



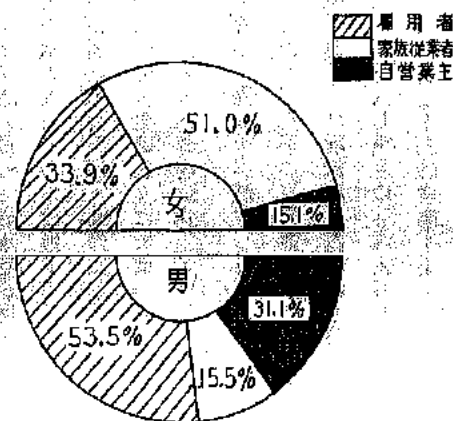
総理府統計局一労働力調査

図8. 農・非農別女子就業者の週間合計就業時間の月別推移 (1958年)



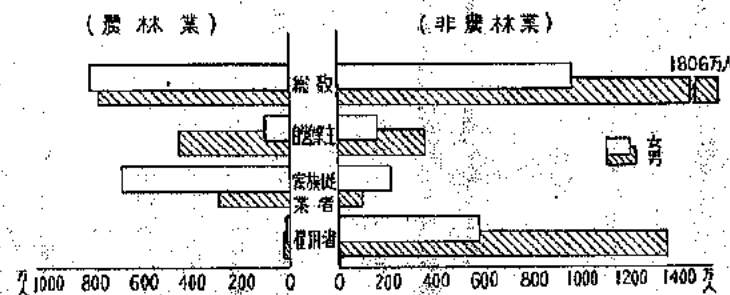
総理府統計局一労働力調査

図5. 就業者の従業上の地位別構成
(1958年)



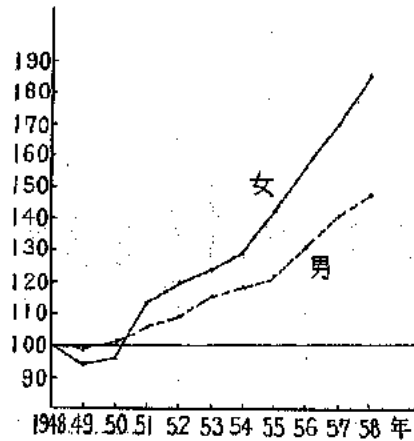
総理府統計局一労働力調査

図6. 農・非農および従業上の地位別就業者数
(1958年)



総理府統計局一労働力調査

図9. 雇用者数の推移
(1948~58年) (1948年=100)



総理府統計局—労働力調査

表5. 雇用者数の推移
(1948~58年)

	計	女	男	雇用者総数中女子の比率	増加率 (指数)	
					女	男
1948年	万人 1,274	万人 329	万人 945	% 25.8	100.0	100.0
1949年	1,242	309	933	24.9	98.9	98.7
1950年	1,265	317	948	25.1	96.4	100.3
1951年	1,370	372	998	27.2	113.1	105.6
1952年	1,421	390	1,031	27.4	118.5	109.1
1953年	1,494	405	1,089	27.1	123.1	115.2
1954年	1,540	424	1,115	27.5	128.9	118.0
1955年	1,610	466	1,144	28.9	141.6	121.1
1956年	1,744	512	1,231	29.4	155.6	130.3
1957年	1,881	555	1,326	29.5	168.7	140.3
1958年	1,976	601	1,375	30.4	182.7	145.5

総理府統計局—労働力調査

雇用者

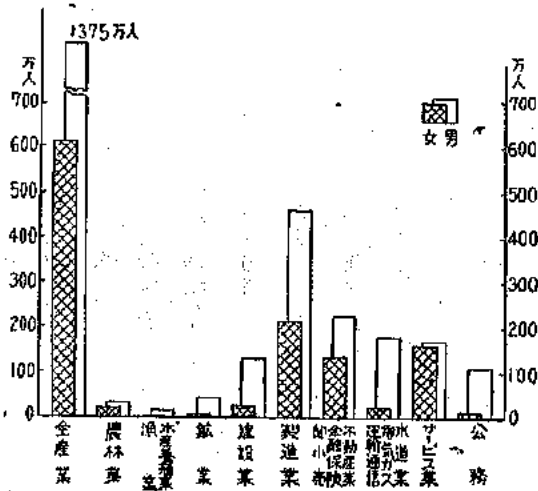
就業時間の季節的変動についても農林業では異なった特色がみられます。一九五八年平均、農林業女子の週間合計就業時間は三八・三時間(男子は四六・四時間)ですが、最高の五月は五二・八時間、最低の二月は二八・四時間と倍近い開きがあります。非農林業の女子は四八・八時間(男子は五三・〇時間)で農林業より一〇時間位長くなっていますが季節による波はあまりみられません。(図8)

女子雇用者はここ数年急激な伸び方をしていますが、一九五八年には前年より四六万増加して遂に六〇〇万台を突破、年末には六三〇万人に達しました。これは雇用者総数の三〇・四%に相当します。

男子の増加数は前年の九五万増にくらべると少く四九万人、女子の増加数と大差ありません。しかし増加率は女子は八・三%、男子は三・七%で依然として男子をしのいでいます。これは今回の不況の影響が男子を多く雇用している基幹産業に強く波及し、サービス部門等女子雇用者の多い第三次産業に少なかったことにもよりますが、前年の女子増加率が八・四%、男子七・七%に比べても女子の優勢は目立っています。(表5)

次に女子雇用者数の推移を、一九四八年を一〇〇とする指数でみると、一九四九年から五〇年にかけて経済九原則にもとづく企業整備による一時的な雇用減退はありましたが、その後一九五〇年から五一年にかけておこった朝鮮動乱の影響で雇用が増大し、以来経済の復興が進むにつれて増加の一途をたどり、五六年のいわゆる神武景気で一五六とすうどい上昇線を示し、五八年には一八三となりました。男子は女子にくらべるとゆるやかな上昇線を示して、五八年は一四六となつています。(図9)したがって、雇用者総数中にしめる女子の割合も年々著実に高くなっています。(表5)

図10. 産業および男女別雇用者数
(1958年)



総理府統計局—労働力調査

表6. 産業別女子雇用者数の推移
(1956~58年)

		1956年平均		1957年平均		1958年平均	
		女子雇用者	総数中の割合	女子雇用者	総数中の割合	女子雇用者	総数中の割合
		万人	%	万人	%	万人	%
全農非	産業	612	29.4	555	29.5	601	30.4
	農業	22	35.5	21	30.4	17	37.0
	林業	491	29.2	534	29.5	584	30.4
	水産	2	9.1	2	11.1	2	11.8
	畜産	4	9.1	6	10.5	5	10.0
	建設	20	15.3	25	17.1	24	15.4
	製造	184	31.6	202	31.5	215	31.4
	電気	85	64.4	81	66.9	86	66.2
	ガス	98	21.8	121	23.2	129	23.2
	水道	107	35.1	118	36.3	133	37.7
	運輸	25	12.7	25	12.6	26	12.4
	通信	133	46.8	141	46.5	162	48.9
	金融	17	14.7	16	14.0	15	12.0
	保険	0	—	0	—	0	—
	不動産						
	娯楽						
	教育						
	医療						
	社会福祉						
	公営						
	私立						

総理府統計局—労働力調査

産業別の雇用者

六〇〇万人を越えた女子雇用者かどの様な分野にひろがっているかを産業別にみると、前年増加のふるわなかつたサービス業が一位をしめて前年の二二万増、ついで卸小売・金融保険・不動産業の一八万増、これに対して、製造業は、繊維産業の操短などの影響で二二万増と前年に引きつづいて振いませんでした。前年増加した鉱業、建設業が減少したのは不況の余波によるものと推測されます。

しかし、女子の雇用者数の最も多いのは製造業の二二五万人、ついでサービス業の一六三万人、卸小売・金融保険・不動産業の二二六万人で、男女雇用者総数に占める割合をみると製造業が三一・四％、サービス業が四八・九％、卸小売・金融保険・不動産業が三七・七％といずれも高い比率を示し、この三産業に女子雇用者の八五％強が集中しており、前年よりの増加数四六万人のほとんどがこれらの産業に吸収されています。(図10、表6)

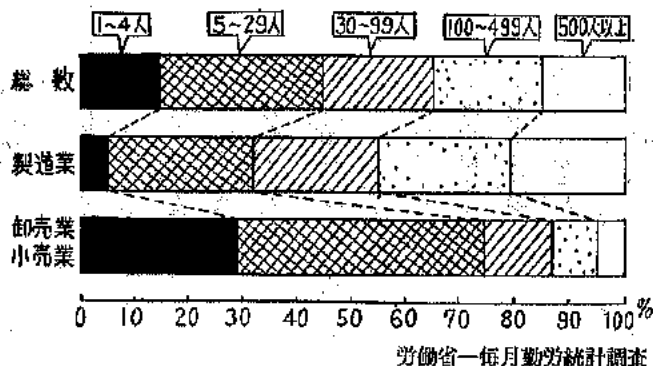
次に製造業における女子雇用者のうごきを常用雇用者三〇人以上の事業場についてみますと(注、雇用者の増加は十二月末において前年の同期に比べて一八・四％の増加率となっています。(男子の増加率は一九・七％) 製造業における女子雇用者数の四二・五％をしめていた繊維工業では、操短を反映して前年より二・九％しか伸びず総数に占める割合は三七・六％と減少しました。近年、電気機械器具製造業の女子雇用はとくに拡大されてきましたが、一九五八年は前年にくらべ二四〇・七％増(男子は一四・〇％)という飛躍的な増加率で、製造業における女子雇用者総数の二三・一％を占め、製造業のなかでは繊維工業について女子の多い産業へと進出しました。その他、食料品製造業が五七・一％(男子四五・七％)、衣服その他の繊維製品製造業が五一・四％(男子四四・九％)、化学工業が一〇・〇％(男子一二・三％)という増加率で、これら好況産業への女子雇用の増大を物語っています。

表7. 職・労・日雇別雇用者
(1958年)

	数	経営、事務、技術者	常用労働者 見習徒弟	日雇労働者
	万人	万人	万人	万人
実数	601	193	351	57
比率	100.0	32.1	58.4	9.5
	100.0	33.0	60.0	7.0

総理府統計局—労働力調査

図11. 女子常用雇用者の規模別構成
(1958年)



労働省—毎月勤労統計調査

〇〇人未満の事業場に八一・四%が集中しています。卸売業・小売業では五〇二九人の事業場が最も多く四五・四%、一〇〇人未満の事業場は総数の七四・五%にあたります。(図11)

(注) 毎月勤労統計調査(甲、乙及び特別調査)

次に、一九五八年一年間における女子常用労働者の入職状況を規模三〇人以上の事業場についてみると、前年とかなり異った傾向を示して特徴的です。すなわち、三〇~九九人の事業場に過半数が入職しており(五二・七%)、一〇〇~四九九人が三三・三%、五〇〇人以上の事業場には二二・九%と前年にくらべ大

(注) 毎月勤労統計調査

職員、労働者、日雇別にみた雇用者

女子雇用者の増加を、職員、常用労働者、日雇別にみると、前年とは逆に職員、常用労働者の割合が増加し、日雇労働者が減少しました。一九五八年における女子雇用者中職員といわれる層——経営、事務、技術者は一九三万人で全体の三二・一%、常用労働者、見習徒弟は三五二万人で五八・四%、日雇労働者は五七万人で九・五%、前年にくらべ職員、常用労働者とも増加の傾向が女子が優勢で、ことに職員は前年より一一・五%の増加率で男子の増加率四・八%をし、この方面の女子雇用の急激な伸びかたを裏付けています。(表7)

事業場の規模別にみた雇用者

女子雇用者の事業場規模別の分布状況をみると、五〇二九人の事業場に最も多く全体の二九・九%(男子二八・四%)、ついで三〇〇~九九九人の事業場で二〇・一%(男子二〇・一%)で、これに四人未満の零細事業場をあわせると、女子雇用者の六五・一%(男子五六・四%)が一〇〇人未満の中小企業に働いていることとなります。あとは一〇〇~四九九九人に一九・九%(男子二二・二%)、五〇〇人以上に一五・〇%(男子二二・二%)の順になっており、大規模事業場ほど女子労働者の割合は低くなっています。男子の場合も分布傾向はほぼ同じですが、女子の方が幾分小規模の事業場に多い傾向がみられます。

産業別にみると、製造業では一〇〇人未満の中小企業に働く女子が五五・二%とその大半をしめています。一〇〇~四九九九人の事業場が二四・二%、五〇〇人以上の事業場は二〇・六%にすぎません。そのうち女子の多い繊維工業でも一

図12. 新規入職者（常用）の規模別構成

(1957～58年)

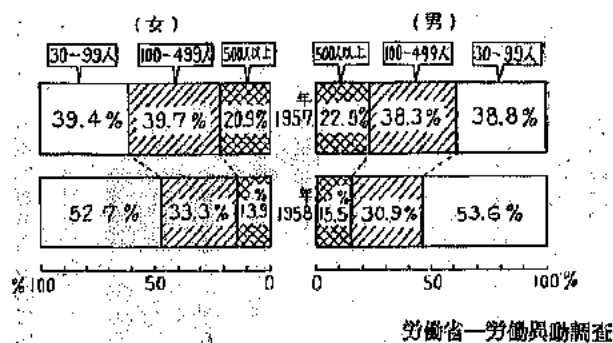


表8. 産業別年令および勤続年数の平均

(1958年4月)

	平均年令		平均勤続年数	
	女	男	女	男
計	26.1	32.7	3.9	7.4
製造業	33.0	35.8	5.5	8.7
建設業	30.3	34.3	8.2	5.5
採掘業	25.6	32.0	8.8	6.7
小売業	25.6	29.7	3.0	4.9
金融業	28.7	34.7	5.0	8.0
不動産業	27.8	36.4	8.4	8.8
運輸通信業	26.2	34.8	5.8	11.0
電気、ガス、水道業	30.1	36.0	8.0	12.1

労働省—賃金構造基本調査

規模事業場の入職率は大幅に減少しました。男子も同様の傾向を示しています。なお臨時・日雇名簿のものが五〇〇人以上事業場に入職する割合が減って、一〇〇～四九九人の事業場に多くなっているのも前年と逆の現象です。(図12)

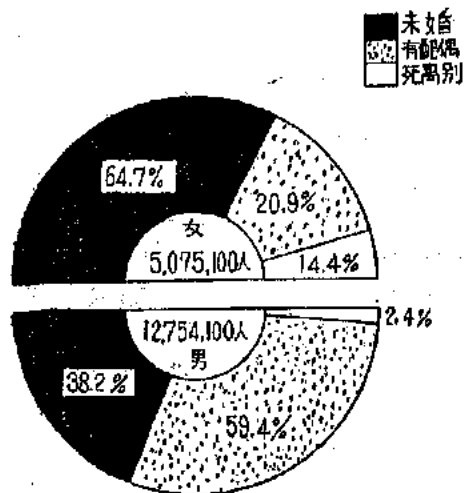
女子雇用者の特性

さらに労働力人口の項で、高年令の婦人や既婚の婦人が非常に多く働いている現状をみました。しかし雇用労働者となると様子は大きく異なり、年令の若い未婚者の圧倒的に多いことがわが国の婦人労働者の特色となつてゐることは、今日でも変わりありません。学校を出た婦人が職場に出て働くことは戦後は全くあたり前のことになっていますが、この人々の多くは結婚までの数年間を職場で過ごし、やがて退職して家庭に入り他の人々と交替します。このような働く婦人のあり方が男子と異なる婦人労働者のさまざまな特性を生みだし、それが又婦人の労働条件や、職場における地位に大きな影響を及ぼしていることは見逃すことができません。次にこれらの特性のいくつかを一九五八年四月に行われた賃金構造基本調査から拾つてみましょう。この調査は、七次産業部門の規模一〇人以上の事業場を対象として労働省が行つたものです。

まず働く婦人は若いということです。婦人労働者の平均年令は二六・一才で、男子の三二・七才とはかなりのひらきがあります。さらに規模別にみますと、一〇～九九人の事業場が二七・二才(男子三〇・八才)、一〇〇～九九九人が二四・七才(男子三二・一才)、一〇〇〇人以上が二五・七才(男子三四・七才)と規模が大きくなるほど若くなつており、男子が規模が大きくなるほど平均年令が高くなつていくのと対照されます。平均勤続年数は三・九年で男子の七・九年のほぼ半分ですが、規模別には一〇～九九九人が最も短く三年、一、〇〇〇人以上の事業場が最も長く五・五年で、平均年令と逆に規模が大きくなるほど勤続年数が長くなつてゐることが注目されます。(表8)

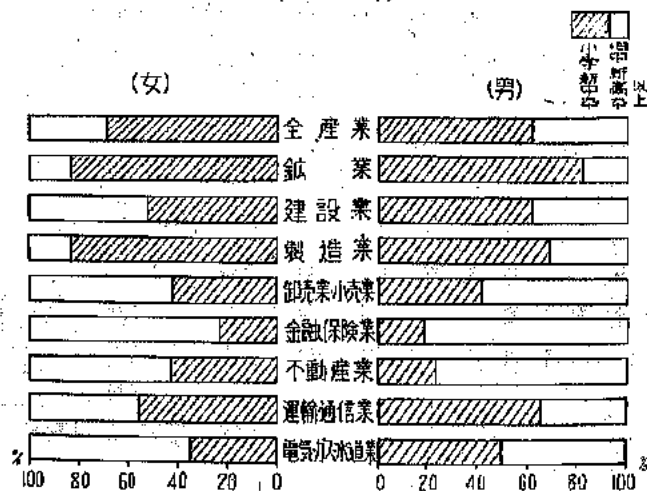
又配偶関係を昭和三〇年の国勢調査によつてみますと、未婚者が圧倒的に多く、全体の六五%をしめ、配偶者のあるも

図13. 15才以上雇用者の配偶関係別比率
(1955年)



総理府統計局一國勢調査

図14. 労働者の学歴別構成 (労働計)
(1958年)



労働省一貫金構造基本調査

のは二二%、夫と死別又は離別したものが一四%強となつて、男子と比べて逆の割合を示しています。(図13) 以上のことはいずれも職場の婦人が若いことを裏付けるものですが、しかしそうはいふものの、最近婦人は年令が高くなつてもできるだけ長く働く傾向があらわれていることは想像に難くありません。一九五四年四月に労働省が行つた個人別賃金調査(規模一〇人以上事業場を対象)では、婦人労働者の平均年令は二五・四才、勤続年数は三・六年となつています。同じく規模一〇人以上事業場を対象とした前記の賃金構造基本調査による平均年令二六・一才、平均勤続年数三・九年と対照すれば一般に職場の婦人の年令、勤続年数ともに次第に高まつていくことはあきらまかです。

又年令や勤続年数は業種や職種によつて多少差があります。産業別にみますと鉱業、建設業は婦人の年令が高く、金融・保険業、運輸・通信業、電気・ガス・水道業は勤続年数が長くなつています。一九五八年四月の調査から比較的婦人の多い職種をひろつて、年令・勤続年数をみますと表りのとおりです。ただし一般的にいつて、繊維工業の工員、販売店員、バス車掌、電話交換手のように大量の婦人を吸収している職種は概して年令が若く、手選検品、糊材料調理工、保険外務員などとはかなり年令が高くなつています。又ここにはあげていませんが、金風鉱業、パルプ製造業及び紙製造業、窯業、土石製品製造業に従事する女子は、平均して年令の高い傾向がみられます。

更に婦人労働者の教育程度の分布状況を、男子と比較してみますと小学校、新制中学校卒業者は男子二・三人に対して女子は一人の割合ですが、旧中学校、新制高校以上の卒業者は男子三人に対して女子は一人です。産業別にみますと小学校・新制中学校卒業者の多いのは、製造業の八三・一%(男子六九・三%、以下同じ)、鉱業の八二・八%(八一・八%)、運輸・通信業の五六・三%(六六・〇%)、旧中・新制高校卒業者の多い産業は金融・保険業の七六・六%(八一・〇%)、電気・ガス・水道業の六五・二%(四九・四%)、不動産業の五七・四%(七五・八%)です。(図14)

表9. 女子の主な職種別平均年齢、勤続年数、経験年数および給与額

(1958年4月)

産 業	職 業	平均年齢	平均勤続年数	平均経験年数	平均月間 支払額 給与額
計		26.1	3.9	—	8,803
石 炭 鉱 業	手 選 炭 婦	37.6	5.1	6.3	7,705
食 料 品 製 造 業	菓 子 包 装 工	23.4	3.3	3.4	6,980
	罐 詰 材 料 調 理 工	31.6	3.0	3.6	5,403
た ば こ 製 造 業	巻 上 工	26.0	9.0	—	14,414
織 維 工 業	生 糸 繰 糸 工	21.4	4.2	4.8	6,175
	精 紡 工	19.9	3.2	3.6	17,340
	紡 績 糸 仕 上 工	20.7	3.3	3.6	17,124
	織 布 工	23.4	3.6	5.0	7,324
衣服その他の繊維製品製造業	縫 製 工	22.4	3.2	3.9	6,524
出版、印刷、同関連産業	製 本 工	25.5	4.2	5.3	8,509
化 学 工 業	小 分 及 び 包 装 工	24.7	5.0	5.2	7,925
ゴ ム 製 品 製 造 業	ゴ ム 靴 成 型 工	22.7	3.4	4.1	7,778
発電、送電、配電及び産業用電気機械器具製造業	捲 線 工	22.2	3.9	4.0	8,258
小 売 業	販売店員（百貨店）	23.1	3.8	—	9,743
	“（除百貨店）	23.9	2.7	—	7,158
	飲 食 店 給 仕	24.5	2.0	—	8,521
保 険 業	保 険 外 務 員	41.9	2.3	—	16,897
道路旅客運送業	バ ス 車 掌	20.1	2.6	2.7	10,940
電 信、電 話 業	普通、市外電話交換手	24.6	7.1	—	13,085

労働省一貫金調査基本調査

又就職してからの職業教育の二種である技能養成についてみても、一九五七年十二月末現在、女子の技能養成工は三、三八五人、男子五三、〇三四人で、女子の数は男子の十分の一にも足りません。製造業の婦人労働者数が男子の二分の一近いことをあわせ考えると、この割合はなんといつても低く、婦人が熟練度の高いすぐれた労働力となるためには、このような点にもまだ問題が残されているようです。

労働市場状況

一九五八年の女子雇用状況は上半期の不調はありますが、下半期の景気回復の過程における雇用の増加が著しく、年間を通じてみまると前年より好転しています。その状況をまず労働力の給源と入職経路についてみることにしましょう。

女子雇用労働者の給源

非農林主要産業の規模三〇人以上の事業場を対象とした労働異動調査によつて、一九五八年中に新規入職したものの経歴をみると、未就業でいた者が全体の六〇・〇％でそのうち新規卒業者は四一・二％で、前年の割合より少なくなっています。また一応職をもつて他の産業に就いていたものは三九・九％でこの内訳は、第一次産業（注一）にいたものが二・八％、第二次産業（注二）が二三・九％、第三次産業（注三）が二三・二％となつています。男子の場合は未就業者四一・二％、既就業者五八・七％の割合で女子と逆になつており、新規卒業者は二三・九％で前年の比率より高まつています。（表10）

（注一）農林、水産業を含む

（注二）鉱業、建設業、製造業を含む

表10. 新規入職者の前職経歴
(1958年)

	計	未就業者		既就業者		
		新規学卒者	その他	農林水産業にいたる者	製造業、鉱業、建設業にいたる者	その他の産業にいたる者
女	100.0%	41.2%	18.8%	2.8%	13.9%	23.2%
男	100.0%	33.9%	7.3%	7.0%	24.2%	27.5%

労働省一労働異動調査

(注3) 卸売業、小売業、金融保険業、不動産業、運輸通信業、電気ガス水道業、サービス業、公務を含む

さらに女子入職者の年令をみますと一八才未満が三一・三% (男子一六・三%)、一八～一九才が二七・五% (男子二一・三%) で新規入職者の過半数は一九才未満で占められていることになり、新規学卒者に対する労働需要が強まっていることを物語っています。また二四才までが七八・九% (男子六五・三%) と高率を示していますが、二五才以上になると急激に少なくなっていて、こゝでも女子労働力は「若い」という特性を裏付けています。これら若年令入職者の大部分は繊維、衣服をはじめ、ゴム、機械、電気機器、精密機器、卸・小売業等の産業に吸収されています。

参考までに非農林業の女子就業者の就業理由を一九五六年の就業構造基本調査からみますと、最も多いのは「学校を卒業した」の五一・一%、「生活難になつた」二二・〇%、「学費、小遣いを得たい、その他」一三・一%、「余暇ができた」一〇・%となつていて、男子の失業中から就業した者が女子の三倍強であるのに対して、生活難、余暇ができたのを理由に就業した女子が、それぞれ男子の四・六倍となつています。また同じ調査によつて、一年間に転職の経験をもつ女子雇用者についてその給源をみますと、自営業主から雇用者へ転職したものは五%、家族従業者からは一六%、雇用者内部の転職は七四%となつていて、前職からいろいろの理由で転職を希望しているものが多いことがあきらかであります。

— 女子雇用者の入職経路 —

新規に就業した女子雇用者の入職経路を、前記の労働異動調査についてみますと、職業安定所を経由したものが三二・九% (男子二二・六%、以下同じ) で最も割合が多いのは例年の傾向ですが、前年よりは七%下廻りました。縁故は二九・五% (三大・〇%) で、前年の〇・六%増、あとは学校紹介一五・八% (一八・八%)、新聞広告や街頭等の貼紙によるもの一二・三% (九・七%)、その他九・五% (二二・八%) の順を示しています。男子は安定所経由、縁故の比率が前年より減り、学校紹介が五・一%増えました。男女とも安定所紹介が低下したのは、安定所利用率の高い大規模事業場の労働需要が、不況の影響で減少したことが主な原因とみられます。しかし、そうはいうものの製造業に入職した女子についてみますと、四〇・四%が安定所を利用して、縁故の二八・七%、学校紹介一一・三%を合わせた割合より多くなっています。

又新規入職者が就職した事業場を規模別にみますと、三〇～九九人の小規模事業場が最も多く四六・六%で、前年より一〇%強増えています。一〇〇人～九九九人の中規模事業場が三六・八%でやはり前年より一%弱増えましたが、大規模事業場に新規入職した者の割合は五七年にくらべ七%強減少し、一六・六%とふるいませんでした。

— 新規学卒者の就職状況 —

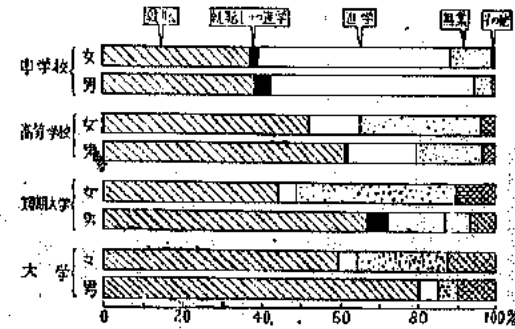
入職雇用者のうち、新規学卒者の割合が大きく占められていることについてはさきにも述べましたが、これら学卒者の需給状況は最近の雇用の大きな問題になります。そこで学卒者の卒業後の状況を文部省学校基本調査によつてみますと、一九五七年度 (一九五八年三月卒業) の新規卒業者は中学・高校・大学あわせて女子は一三六万人で前年より三万人増、男子は逆に三万六千人減少して一五〇万人、中学・短大の男子を除いて前年よりそれぞれ微増していますが、殊

表11. 学校種別の男女卒業生数および卒業後の状況
(1957~58年)

		中学校		高等学校		短期大学		大学		
		女	男	女	男	女	男	女	男	
実数	1957年	卒業者	982,432	1,015,035	315,690	415,346	19,699	12,204	16,180	97,442
		進学者	458,258	501,863	41,101	70,569	897	2,041	784	4,627
		就職者	389,783	407,724	161,841	259,038	8,883	7,394	9,230	77,694
		就職している者	17,481	49,648	818	5,201	79	868	29	392
		無業者	103,280	45,013	98,034	66,078	8,073	830	4,666	4,838
		その他	13,626	11,255	14,364	14,460	1,767	1,071	1,471	9,891
	1958年	卒業者	983,958	962,009	344,599	432,154	20,637	10,459	16,551	99,504
		進学者	461,721	498,217	45,227	77,760	1,015	1,545	761	4,589
		就職者	348,876	367,777	178,918	263,352	9,016	6,948	9,777	79,751
		就職している者	15,668	42,654	680	4,473	53	631	12	238
		無業者	95,994	43,200	106,161	71,348	8,404	641	3,946	5,208
		その他	11,699	10,161	13,613	15,221	2,149	694	2,055	9,718
比率	1957年	卒業者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		進学者	46.6	49.5	13.0	17.0	4.6	16.7	4.8	4.7
		就職者	39.7	40.1	51.3	62.4	45.0	60.5	57.0	79.7
		就職している者	1.8	4.9	0.3	1.3	0.4	7.1	0.2	0.4
		無業者	10.5	4.4	31.0	15.9	41.0	6.8	28.8	5.0
		その他	1.4	1.1	4.4	3.5	9.0	8.8	9.1	10.2
	1958年	卒業者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		進学者	49.4	51.8	13.1	18.0	4.9	14.8	4.6	4.6
		就職者	37.4	38.2	51.9	60.9	43.7	66.4	59.1	80.1
		就職している者	1.7	4.4	0.2	1.0	0.3	6.0	0.1	0.2
		無業者	10.3	4.5	30.8	16.5	40.7	6.1	23.8	5.2
		その他	1.2	1.1	4.0	3.6	10.4	6.7	12.4	9.9

注) 「その他」には死亡、不詳および大学卒業生のインターンを含む
文部省—学校基本調査

図15. 学校種別男女卒業生の卒業後の状況
(1958年)



文部省—学校基本調査

に女子の高校卒業生九・一％、短大卒業生四・八％の増加が目立ちます。そのうち就職者（就職しつづけている者を含む）は女子四二％、男子五二％、進学者（就職しつづけている者を含む）は女子三九％、男子四二％で、就職者の割合が前年に比べて三％（男子二％）低くなりました。無業者は女子一六％、男子八％で前年とかわっていません。

また、男子就職者の割合が上級学校ほど高くなっているのに対して、女子の場合はあまり変りがなく、高校以上は無業者が三一％（男子一四％）を占めています。

次に就職割合を学校種別にみると、中学校と短大卒の女子の割合が前年より少く、高校卒の就職割合も前年の増加割合に比べますとあまり伸びを示していません。しかし、毎年話題をよぶ大学卒の女子の就職状況は前年より良好で、学卒就職者中一七％をしめし、就職者が増加してきております。（表11、図15）

学校新卒者の就職先をみると、中学卒の女子は紡織関係、農業、サービス業、販売従事者の順に多く、高校卒では事務従事者が圧倒的に多く、ついで販売従事者、農業、サービス業等、短大および大学卒では教員が半数以上をしめ、ついで事務従事者となっています。

「一般常用および臨時労働者」

女子雇用者の年間需給状況を公共職業安定所の窓口を通じた動きでみますと、女子新規求職件数は二二六万件で前年より一〇・三％増、男子は四・一％増、新規求人数は一五七万人で前年の四・一％増（男子は三・〇％減）で、前年の増加割合より求職件数は二・一％増、求人数は一〇・九％減となっています。就職件数は前年の四・七％増で五七年の増加割合一％に比べると上昇率の鈍化が目立ちますが、男子の就職が〇・五％の伸びしか示さなかったのに比べれば、女子の就職状況は依然男子よりよいといえます。求職に対する就職の割合は女子二・〇件に一件、男子は二・四件に一件で、女子の割合は前年と変わりませんが、男子は前年の二・六件に一件を下回りました。次に求人に対する就職の割合をみますと、七八・六％で前年を六・六％上まわり、男子も七〇％から八〇・九％と好転しています。（表12）しかし職業大分類別にみまるとサービス職業では女子の求職者は求人の八七・五％にすぎず、また製造工業及び関連作業の職業では求人数に達せず、さらに就職件数はサービス業では求人の五九・二％、製造業では七一・〇％しか充たしていません。一方、自由専門的管理的職業、書記的販売的職業の求職者は求人のそれぞれ一・五倍、一・七倍と殺到しておりますが、就職の割合は自由専門的管理的職業は七二・五％、書記的販売的職業は七九・三％で必ずしも高い比率ではありません。

次に公共職業安定所を通じた女子の中学、高校新規卒業者の就職状況（注）をみますと、中学では男女とも前年にくらべ求職者、求人数ともに少なく、従って就職率は男女とも三％減となりました。高校卒については求職、求人数とも前年より増加しましたが、求職者の増加割合が求人数を上回ったため、前年より女子一・四％、男子四・二％減となりました。

表12. 職業紹介状況（常用および臨時）
(1954～58年)

		新規求職 申込件数	新規求人数	就職件数	求職に対する 就職の割合
女	1954年計	1,632,932	969,243	709,812	43.5%
	1955年〃	1,741,184	1,051,866	789,571	45.3
	1956年〃	1,880,188	1,303,800	937,221	50.9
	1957年〃	2,035,294	1,503,841	1,043,066	51.2
	1958年〃	2,256,856	1,566,702	1,092,936	48.4
男	1954年計	2,875,840	1,386,112	1,044,526	36.3
	1955年〃	2,944,529	1,426,184	1,111,763	37.8
	1956年〃	2,989,723	1,808,915	1,319,402	44.1
	1957年〃	3,133,754	2,055,724	1,439,061	45.9
	1958年〃	3,431,614	1,992,132	1,446,079	42.1

労働省一職業安定局調

た。これは前年の求人数増加割合が求職者数を上回ったのと全く対照的な現象といえます。しかし女子の求人および就職件数はここ二、三年急激に増加しており、一九五六年を二〇〇としてみると五八年には求人は中学二二八（男子一三四）、高校一六〇（男子一五六）、就職は中学一〇八（男子一一一）、高校一四七（男子一二八）と上昇をしめし、殊に高校卒の雇用上昇が目立っています。（表13）

これら中、高校卒の女子が入る事業場を規模別にみると、五〇人以上の事業場には中学卒一五・五％、高校卒一九・〇％、一〇〇～五〇〇人未満では中学校二四・一％、高校卒二一・九％、一〇〇人未満の事業場では中学卒六〇・四％、高校卒五九・〇％で、就職者の半数以上が一〇〇人未満規模の事業場に吸収されています。

（注）職業安定法第二五条の三の学校取扱分を含む

「日雇労働者」

表13. 公共職業安定所を通じた中学・高校卒業者の需給状況
(1956~58年)

		新規求職申込件数 A		新規求人数 B		就職件数 C		C/A		
		女	男	女	男	女	男	女	男	
実数	中学校	1956年	285,572	285,990	241,742	267,892	186,728	181,012	%	%
		1957年	283,131	285,290	318,724	361,893	222,446	215,071	65.4	63.3
		1958年	265,608	279,239	308,527	359,488	200,657	201,240	78.6	75.4
	高等学校	1956年	134,020	131,243	86,841	119,472	66,344	76,901	76.5	72.1
		1957年	155,140	149,573	117,237	175,943	84,819	94,461		
		1958年	182,442	166,235	139,130	185,935	97,319	98,106	49.5	58.6
指数	中学校	1956年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
		1957年	99.1	99.8	131.8	135.1	119.1	118.8		
		1958年	93.0	97.6	127.6	134.2	107.5	111.2		
	高等学校	1956年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
		1957年	117.3	114.0	135.0	147.3	127.8	122.8		
		1958年	138.0	126.7	160.2	155.6	146.7	127.6		

注) 職業安定法第26条の3による学校取扱分を含む。

労働省—職業安定局調

表14. 職業紹介状況 (日雇)
(1954~58年)

		求職総延数 A	新規求人数	就職件数	不就労者延数 B	アブレ率 $\frac{B}{A}$	%
女	1954年計	32,858,164	27,275,012	26,510,702	5,704,060		17.4
	1955年	38,527,309	31,276,785	30,371,424	7,295,806		18.9
	1956年	42,123,297	35,228,564	34,053,241	6,950,277		16.5
	1957年	43,295,695	37,028,775	35,704,893	6,817,191		15.7
	1958年	45,603,306	38,271,402	37,163,198	7,356,045		16.1
男	1954年計	57,378,625	49,951,602	48,175,289	7,630,260		13.3
	1955年	70,663,790	60,117,599	57,824,151	10,613,932		15.0
	1956年	76,914,899	67,458,023	64,542,003	9,508,157		12.4
	1957年	74,991,142	68,551,493	63,229,161	7,980,722		10.6
	1958年	74,202,311	63,640,334	61,220,182	10,559,900		14.2

労働省—職業安定局調

失業者

一九五八年における女子日雇労働者の需給状況は、男子が著しく減少したのに比較して総体的に良好を保ちました。女子日雇労働者の一カ年間に於ける求職総延数は前年より五・三%増加したのに対して、求人数は三・三%増と伸びなやんだため、就労率は前年を〇・六%下廻る八一・四%を示しました。男子は求職、求人も減少したので就労率は前年を一・五%下廻つて八二・五%となりました。したがつて一カ月平均の女子就労実人員数は一六万二千人(男子二七万六千人)で前年より八千余人増加し、男子は五千二人減つています。また不就労者——いわゆるあふれ数も男女とも前年より多く、あふれ率も前年の一五・七%から一六・一%(男子一〇・六%から一四・二%)と大きくくなりました。(表14)

一九五八年の完全失業者を労働力調査からみますと、女子は二三万人で前年より二万人の減少で、一九五六年以降の減少傾向は更に強まりました。男子は逆に六万人増の三四万人となり、前年はほぼ同じだった男女数が大きくひらきました。したがつて、労働力人口中にしめる完全失業者の割合(失業率)は、男女とも同率の一・三%ですが、女子は前年の〇・一%減、男子は〇・二%増加した結果をしめしています。(表15)

(注) 完全失業者とは、調査期間中一時間も就業しない人の中で、求職活動を行っているもの

なお非就業者のうちで、就業を希望しているが求職活動はしていないものの数を参考までにみますと、年々増加の傾向にあつて特に女子に強くなる傾向があらわれていましたが今年はじめて減少をみせ、前年より七万人少い四〇万人(男子は増加して一三万人)となりました。このなかには職に就かなくても生活に困らない人も多いと思われれますが、反面、現在の生活困難から就業を希望しながら求職活動のできない、失業的性格をもつたものも相当あることが考えられます。(表

表15. 完全失業者
(1953~58年)

	完全失業者		失業率 1)		指 数	
	女	男	女	男	女	男
1953年平均	19万人	28万人	1.2%	1.1%	100.0	100.0
1954年	24	35	1.5	1.4	126.3	134.6
1955年	28	40	1.6	1.6	147.4	163.8
1956年	28	35	1.6	1.4	147.4	134.6
1957年	25	28	1.4	1.1	131.6	107.7
1958年	23	34	1.3	1.3	121.1	130.8

注1) 失業率は労働力人口中、完全失業者の百分率

総理府統計局—労働力調査

表16. 非求職の就業希望者
(1953~58年) (単位 万人)

	女	男
1953 年平均	28	9
1954 年	29	9
1955 年	37	11
1956 年	43	13
1957 年	47	12
1958 年	40	13

総理府統計局—労働力調査

しかし以上のような完全失業者は失業問題の全部をしめすものではありません。このほかにはるかに多くの不完全失業者、または、潜在失業者といわれる層が多く存在しています。雇用者を含めた職業者のなかには、就業時間が短いとか、収入が少いとか、仕事に不安定だとかいった理由で、ほかの仕事にかわりたい人——転職希望者や、現在の仕事のほかにもつと別の仕事を追加したいと考える人——追加就業希望

者があり、その相当部分が潜在的な性格をもっていると考えられます。

一九五七年におこなわれた調査によれば(注) 転職の希望をもっている者は八五万(男子一五四万)で、女子就業者中に占める割合は四・八%(男子六・〇%)、年令別にみますと概して年令の低いほど転職希望率が高くなっています。転職希望者の過半数は雇用者で、建設業に最も多く、製造業、サービス業、卸売・小売業の順になつていきます。転職理由は収入が少い、適していない、個人的家庭的事情のため、一時的に不安定な仕事だから、病氣老令停年のためなどがあげられています。また就業時間と転職希望との関係を見ますと、週間就業時間一九時間未満のもの、あるいは六五時間以上のものに転職希望率が多くなっています。また季節的、不定期的就業者は定常的な就業者より多く転職を希望しています。

追加就業希望者は女子五二万人(男子一一八万人)で、女子就業者中二・九%(男子四・六%)をしめています。産業別には非農林業が大部分で、転職希望者と同じ傾向を示して製造業、卸売・小売業、サービス業、建設業に多くなっています。

(注) 労働力調査臨時調査(一九五七年三月)

失業保険受給者は、加入事業場を退職した人に限られるものですが、失業の動きの一端を示すものですから参考のためにあげてみますと、一九五七年後半以降大幅に増加した企業整頓の影響がよく出て、女子の保険金受給者数の年平均は前年より五万四千八千人増の一八万七千人、前年三万人減少した男子は九万二千八千人増の二六万八千人と悪化傾向を示しました。(表17) また受給資格決定件数増加の最も多い産業は製造業で、そのうち繊維工業が首位を占めています。企業整備や操短により退職、一時帰休などの形で離職した女子労働者の多かつたことが推察されます。しかし、景気回復にしたがつて漸次減少をみせはじめ、十月以降は男女ともその増勢をやわめています。

表17. 失業保険金受給者数
(1953~58年)

	女	男
	人	人
1953 年 計	1,361,197	2,836,050
" 平均	113,493	236,338
1954 年 計	1,790,379	3,793,995
" 平均	149,198	316,116
1955 年 計	1,789,716	3,841,671
" 平均	149,143	320,139
1956 年 計	1,507,466	2,464,835
" 平均	125,622	205,402
1957 年 計	1,597,988	2,112,541
" 平均	133,166	176,045
1958 年 計	2,246,594	2,217,934
" 平均	187,193	268,111

労働省一職業安定局調

二 婦人の労働条件

賃 金

一九五八年の賃金は、戦後最低の上昇率であつた前年の伸びをさらに下廻りました。

女子の賃金は、戦後男女同一賃金の原則や教育の機会均等が法制化され、戦後のひつぱくした経済情勢で生活給に重点がおかれたことなどのために、男女間の賃金差は漸次せめられ、かなり改善されてきていました。しかしわが國の賃金体系は現在でも年令、勤続年数、学歴、扶養家族数などの要素に重きをおいていること、ことに最近では従来の生活給本位の賃金から職階給本位へと切りかえられる傾向が強くなり、職務給、役付給（職種の地位に支払われる給与）等が基本給にくり入れられる等のため、平均年令が低く、勤続年数が短く、比較的単純労働に集中してゐる責任のある地位につきにくい婦人は、賃金が低くなる傾向があり、一九五〇年を頂点として婦人の平均賃金は男子との開きを大きくみせはじめました。

一九五八年の規模三〇人以上の事業場における女子の平均賃金は一〇、六一六円で、男子二五、〇五一四の四二・四％の割合となり、その格差は前年に比べ一％ちぢまりました。これは毎月勤労統計調査によるものですが、今年からは低賃金の多い建設業が含まれ、又調査対象が従来とは異なつたので、直接比較することはできませんが、前年の女子の平均賃金は一〇、六三八円で、男子の四一・四％に相当します。（表18）この賃金をさらにきまつて支給する給与（労働協約や事

表19. 製造業における男女別賃金格差
(1954~58年) (男子職員=100)

	現金給与総額		きまつて支給する給与	
	労務者	職員	労務者	職員
1954 年	42.2	41.1	42.7	42.3
1955 年	41.8	40.2	42.3	41.4
1956 年	40.4	39.1	41.0	40.5
1957 年	39.9	38.1	40.4	39.7
1958 年	40.1	38.0	41.2	39.5

労働省—毎月勤労統計調査

表20. 製造業における男女別賃金格差
(1956~58年) (男子=100)

	計	30~99人	100~499人	500人以上
1956 年	38.2	41.5	37.9	39.8
1957 年	37.5	41.2	37.6	38.6
1958 年	37.6	42.4	38.4	38.1

労働省—毎月勤労統計調査

注) 表19.20—「昭和33年労働経済の分析」より転載

一〇〇とした場合、女子現金給与総額では女子労務者四〇・一、女子職員三八・〇、「きまつて支給する給与」では女子労務者四一・二、女子職員三九・五を示し、職員は前年とあまり変わりませんが労務者の格差は前年より僅かながら縮まっています。(表19) また規模別に男女格差をみますと、男子を一〇〇とした場合、女子は五〇〇人以上の事業場が三八・一、一〇〇~四九九人が三八・四、三〇~九九人が四二・四で、規模が大きくなるほど男女の賃金格差はひろがっています。(表20)

このような男女の賃金の差は、労働時間、学歴、年令、勤続年数、仕事の種類、熟練度、責任度、期待度

表18. 常用労働者の1人平均月間現金給与額
(1954~58年)

	女			男			男子に対する女子の割合		
	給与総額	きまつて支給する給与	特別に支払われた給与	給与総額	きまつて支給する給与	特別に支払われた給与	給与総額	きまつて支給する給与	特別に支払われた給与
	円	円	円	円	円	円	%	%	%
1954年	9,252	8,049	1,203	20,825	17,890	2,935	44.4	45.0	41.0
1955年	9,567	8,293	1,274	21,895	18,694	3,202	43.7	44.4	39.8
1956年	10,160	8,504	1,556	23,954	19,946	4,008	42.4	43.1	38.8
1957年	10,638	8,878	1,760	25,688	20,968	4,690	41.4	42.3	37.5
1958年	10,616	8,990	1,626	25,051	20,728	4,323	42.4	43.4	37.6

注) 1954~57年の平均給与額には建設業を含まない。1958年は建設業を含む。従つて1958年を他年と比較することはできない。

労働省—毎月勤労統計調査

業場の別などできまつている給与で、超過勤務給なども含まれる」と、特別に支払われた給与(賞与や結婚資金、給与改訂の差額追給など)に区別してみますと、「きまつて支給する給与」は女子八、九九〇円で、男子二〇、七八四の四三・四%、「特別に支払われた給与」は女子一、六二六円で男子四、三二三の三七・六%で、「特別に支払われた給与」の方が男子との差が大きくなっています。最近の特別給与は、戦後のインフレ時代にみられたような赤字補填的なものから脱して、夏季、年末に集中して支払われる賞与の形に変わってきていますので、役付などの職務によつて大きな差ができるものですが、給与総額の中にしめる特別給与の割合が年々高くなつてきている事実と併せて考えて、今後男女の賃金の開きを大きくする要素を多分にもつものといえましよう。

——男女別賃金の格差——

一九五八年における平均賃金の男女格差は、前年にくらべて僅かながら細小を示したことはさきに述べたとおりですが、婦人労働者の多い製造業についてみますと、男子職員の給与を

等の相違に加えて、社会的慣習などからくる婦人労働に対する評価の低さ等によつて生じる場合が多分に考えられ、必ずしも同種の労働を同一の条件の下におこなつた場合の差をしめすのみは言えません。一九五八年四月の賃金構造基本調査によりますと平均勤続年数がほぼ等しく（女子一・八年、男子一・七年）異なる条件の少ないと考えられる一八才以上二〇才未満の男女の賃金差は、女子は男子の七九・二%となつています。しかし、年令が多くなるにつれて前記のような要素が多く入つてきて男女間の差は大きくなり、二五才以上三〇才未満になると女子は男子の六四・三%とへだたつてきます。この開きは年令の上昇に伴つてますます大きくなる傾向を示しています。

産業別にみた賃金――

女子の平均月間給与額を産業別にみますと、最も高いのは電気・ガス・水道業の一九、一五七円、ついで金融・保険業の一七、七二七円、平均を下廻つてゐるのは前年と同じく製造業の九、一三〇円、建設業の八、八五三円とこの順位は数年來変わりありません。平均が低い製造業のなかでも煙草製造業の一八、八四三円のように高いものから、木材・木製品製造業の六、八四〇円のように低いものまで、産業の種類によつて相当なひらきがあり、女子が多い繊維工業は八、〇六三円と製造業平均をかなり下廻つてゐます。（表21）

一九五八年の賃金構造基本調査から職種別の平均賃金をひろつてみますと、女子で賃金の高いのはたばと装置工（一五、五七六円）、保険外務員（一六、八九七円）、たばと巻上工（一四、四一四円）等で労働時間も装置工一七七時間、保険外務員一七二時間、巻上工一七九時間で他に比較して短かく、これに反して労働時間の長い船舶材料調理工（二〇一時間）、生糸再繰工（二〇四時間）メリヤス編立工（二〇八時間）の賃金は船舶材料調理工五、四〇三円、生糸再繰工五、八八四円、メリヤス編立工六、二三八円でいちぢるしく低くなつてゐます。一九五四年以降と比較すると交通量の増加、特

に観光ブーム等でバス車掌の賃金が大幅に上昇してゐます。

事業場規模別にみた賃金――

事業場の規模別にみた女子の賃金は規模が小さくなる程低く、五八年の調査（注1）によると規模五〇〇人以上の事業場の女子賃金を一〇〇とした場合、一〇〇～四九九人の事業場は八二・九%（前年は八〇・七%）三〇～九九人は七四・四%（七三・二%）、五～二十九人は六〇・五%（六四・二%）となつてゐます。前年とくらべますと大規模事業場との格差は、中規模事業場ではちぢまり、小規模事業場とはひろがつて、前年の在り方と逆になつてゐます。五人未満の零細事業場の女子は（注2）住込みが多く、平均月間きまつて支給する現金給与は三、六二九円にしかすぎず、通勤でも五、六五四円と大規模事業場の半分にも達してゐません。

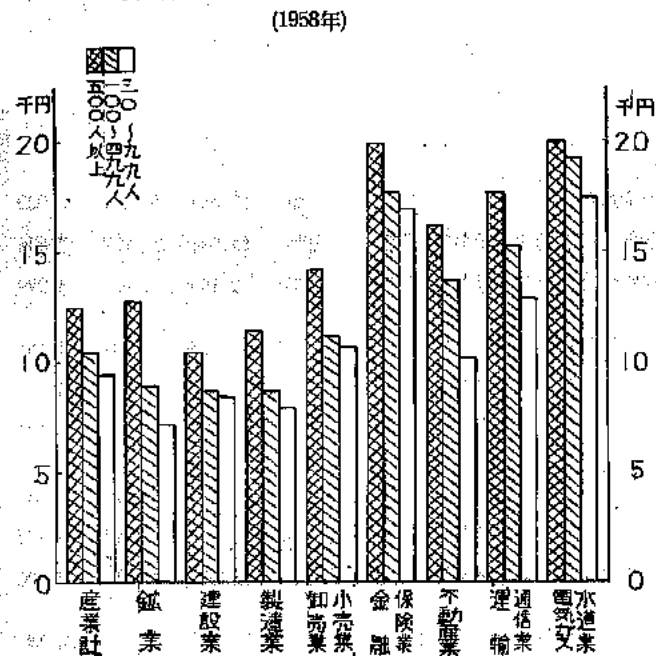
（注1）毎月勤労統計調査（甲調査及び乙調査）

（注2）毎月勤労統計調査、特別調査

近年、現金給与総額のなかで「特別に支払われた給与」のしめる割合が多くなる傾向にあることはさきにも述べましたが、この種の給与における事業場の規模別格差は「きまつて支給する給与」よりも大きく、金産業の女子では五〇〇人以上の事業場を一〇〇とすると、一〇〇～四九九人は六八・七（男子七二・三）、三〇～九九人は五〇・五（男子五一・八）、五～二十九人は五六・七（男子六一・〇）で、男女とも三〇～九九人の規模の格差が最も大きくなつてゐます。なかでも規模間の格差が大きい産業は鉱業で、三〇～九九人の事業場では大規模事業場の二二%にしかすぎず、製造業でも三〇%になりません。格差の少ないのは建設業で大規模事業場の八〇%です。（図16）

――労働者、職員別にみた賃金――

図16. 産業および規模別女子常用労働者の1人平均月間現金給与総額
(1958年)



労働省一毎月労働統計調査

一般に職員（管理、事務及び技術労働者）の給与は労働者（生産労働者）より高しということがいわれていますが、女子の労働者、職員ともに多数を擁している製造業についてみることにしましょう。

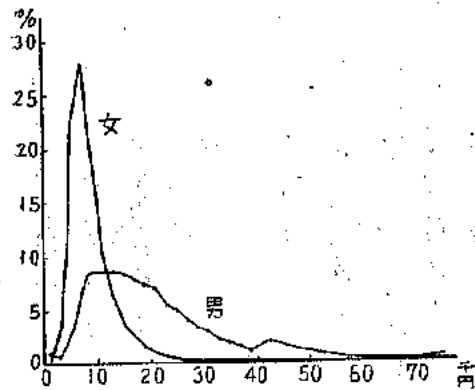
一九五八年平均の女子月間現金給与額は、職員一二、八三四円（男子三三、七九八円）、労働者八、三九〇円（男子二〇、九三五円）で、これは職員の六五・四％（男子六一・九％）にあたり、前年の六五・七％にくらべ格差が大きくなっています。さらに給与の内訳をみますと、「きまつて支給する給与」とくちべて「特別に支払われた給与」における労働者の格差の方が大きく（六九・一％と四七・二％）、賞与など臨時に支給される給与は職員のほうが労働者より多いことを示しています。さらにこの格差は事業場の規模が小さくなるほど

表21. 産業別1人平均月間現金給与総額
(1958年) (単位 円)

		女	男
総計	製造業	10,616	25,051
鉱業	建設業	10,600	24,944
建設業	製造業	8,853	19,064
食料品製造業	繊維工業	9,130	24,251
たばこ製造業	衣服その他の繊維製品製造業	8,396	22,453
繊維工業	木材、木製品製造業	18,843	28,462
衣服その他の繊維製品製造業	家具、装備品製造業	8,068	20,749
木材、木製品製造業	パルプ、紙、紙加工品製造業	6,899	18,040
家具、装備品製造業	出版、印刷、関連産業	6,840	14,908
パルプ、紙、紙加工品製造業	化学工業	7,143	15,614
出版、印刷、関連産業	石油製品、石炭製品製造業	9,787	26,429
化学工業	ゴム製品製造業	12,361	25,639
石油製品、石炭製品製造業	皮革、同製品製造業	12,453	27,708
ゴム製品製造業	窯業、土石製品製造業	11,993	30,213
皮革、同製品製造業	鉄鋼業	8,299	20,527
窯業、土石製品製造業	非鉄金属製造業	8,966	19,819
鉄鋼業	金属製品製造業	8,549	22,711
非鉄金属製造業	機械製造業	14,568	30,780
金属製品製造業	電気機械器具製造業	11,490	25,958
機械製造業	輸送用機械器具製造業	8,881	19,433
電気機械器具製造業	計器、測定器、時計、光学機械、時計製造業	10,302	22,135
輸送用機械器具製造業	その他の製造業	10,114	23,934
計器、測定器、時計、光学機械、時計製造業	卸売業、小売業	12,438	27,654
その他の製造業	金融業	10,649	22,044
卸売業、小売業	不動産業	7,804	17,194
金融業	運輸業	11,504	25,011
不動産業	電気、ガス、水道業	17,727	35,950
運輸業		12,201	29,018
電気、ガス、水道業		14,913	26,609
		19,157	33,236

労働省一毎月労働統計調査

図17. 賃金階級別労働者分布
(1958年4月)



労働省—賃金構造基本調査

表23. 年令階級別1人平均月間現金給与額
(1958年4月)

		給 与 額		指 数	
		女	男	女	男
計		円	円		
18才未満		5,684	5,652	100.0	100.0
18才以上	20才未満	7,028	8,871	123.6	157.0
20才	25才	8,680	12,338	152.9	218.3
25才	30才	11,277	17,526	198.4	310.1
30才	35才	11,031	22,178	194.1	392.4
35才	40才		25,704		454.8
40才	50才	10,223	28,631	179.9	506.6
50才以上			26,185		463.8

労働省—賃金構造基本調査

表22. 製造業における常用労働者の給与内訳別1人平均月間現金給与総額
(1958年平均)

		女			男		
		計	生産労働者	管理、事務及び技術労働者	計	生産労働者	管理、事務及び技術労働者
規模計	現金給与総額	9,180	8,380	12,834	24,251	20,935	33,798
	きまつて支給する給与	7,901	7,354	10,641	20,172	17,836	26,911
	特別に支払われた給与	1,229	1,066	2,193	4,079	3,099	6,887
30～99人	現金給与総額	7,371	6,764	10,818	17,394	14,481	26,691
	きまつて支給する給与	6,770	6,300	9,051	15,635	13,310	23,065
	特別に支払われた給与	601	464	1,267	1,759	1,171	3,626
100～499人	現金給与総額	8,795	8,081	12,742	22,917	19,226	32,372
	きまつて支給する給与	7,631	7,107	10,590	12,924	16,626	25,972
	特別に支払われた給与	1,164	974	2,212	3,668	2,600	6,400
500人以上	現金給与総額	11,498	10,604	15,641	30,175	26,897	39,729
	きまつて支給する給与	9,482	8,840	12,468	24,123	22,025	30,255
	特別に支払われた給与	2,016	1,764	3,173	6,052	4,872	9,474

労働省—毎月勤労統計調査

ど大きく変わっていることが注目されます。また労働者と職員別に男女の賃金格差をみますと、職員では三八%、労働者では四〇%で職員の方が労働者より格差が大きく、ことに特別に支払われた給与に大きく、女子は男子の約三分の一にすぎません。また労働者と職員の事業場規模別の賃金格差をみると労働者の方にその差は大きくなっています。すなわち五〇〇人以上をそれぞれ一〇〇としますと、職員は、一〇〇～四九九人が八一・四、三〇～九九九人が五・九、労働者は七六・二と六三・七となります。(表22)

——年令と賃金——

一九五八年四月の賃金構造基本調査

表24. 1人1ヵ月および1日平均実労働時間数および出勤日数
(1954~58年)

		月間平均実労働時間数						1日平均実労働時間数		月間平均出勤日数	
		総実労働時間数		所定内		所定外					
				女	男	女	男				
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男		
時	時	時	時	時	時	時	時	日	日		
1954年	185.8	196.3	179.1	177.1	7.1	19.2	7.9	8.2	23.4	23.8	
1955年	187.5	197.4	179.4	178.0	8.1	19.4	8.0	8.2	23.5	24.0	
1956年	191.2	202.3	181.7	179.5	9.6	22.8	8.0	8.3	23.8	24.3	
1957年	189.8	201.4	180.0	177.7	9.8	23.7	8.0	8.4	23.6	24.3	
1958年	190.5	200.7	180.7	179.1	9.8	21.6	8.0	8.4	23.8	24.0	

労働省一毎月労働統計調査

表25. 産業別1人平均月間実労働時間数
(1958年) (単位: 時間)

	総実労働時間数		所定内労働時間数		所定外労働時間数	
	女	男	女	男	女	男
計	190.5	200.7	180.7	179.1	9.8	21.6
鉱業	184.8	192.8	173.8	169.0	10.6	23.8
建設業	186.8	204.7	178.7	182.2	7.4	22.5
製造業	193.1	205.6	183.0	180.1	10.1	25.5
商業	196.1	197.2	188.0	182.8	8.1	14.4
運輸業	175.2	180.8	164.1	166.8	11.1	14.0
情報通信業	190.8	189.7	176.9	176.7	13.9	13.0
金融業	180.1	198.0	170.8	181.7	9.3	16.8
電気ガス水道業	172.2	181.2	165.6	165.7	6.6	15.6

労働省一毎月労働統計調査

表26. 製造業における労働別1人平均月間実労働時間数および出勤日数
(1958年)

		総実労働時間数	所定内労働時間数	所定外労働時間数	出勤日数
		時	時	時	日
女	生産労働者	193.1	183.0	10.1	23.6
	事務及技術労働者	193.4	183.0	10.4	23.5
	計	192.2	183.4	8.8	24.3
男	生産労働者	205.6	180.1	25.5	24.2
	事務及技術労働者	207.6	179.4	28.2	24.1
	計	199.9	182.3	17.6	24.5

労働省一毎月労働統計調査

労働時間・日数

労働時間は前年にくらべ、女子は増加し男子は減少しました。

規模三〇人以上事業場の女子労働者の実労働時間は一ヵ月平均一九〇・五時間で、一九五六年の一九一・二時間について長くなっています。男子は二〇〇・七時間で女子は男子にくらべて一ヵ月一〇・二時間少くなっています。一日の平均はそれぞれ八時間、八・四時間で前年と同じです。

これを所定内労働時間(事業場の就業規則で定められた正規の就業時間内の労働時間)と所定外労働時間(早出、残業、休日出勤の時間)にわけてみますと、所定内労働時間は女子の方がかえって一・六時間長く、前年とくらべると男女とも長くなっています。所定外労働時間では男子が一・八時間長くなっていますが、この傾向は例年のとおりです。(表24)産業別に総実労働時間をみると、卸売業・小売業(女子一九六・一時間、男子一九七・二時間)、製造業(女子一九三・

三によりまると、女子の賃金は一般に個人差が少く、比較的低い賃金層に大多数が集中しているのに対して、男子は最低から最高までの差が大きく、その間にわたってかなり幅の広い分布が見られます。(図17) この現象は、男子の賃金が一般的にその年令、勤続年数が高まるにつれて上昇するのに対して、女子の場合は必ずしもそうでないことによるもので、次に同調査結果にもとずき、女子の年令と賃金の状況についてみますと全産業(規模一〇人以上)における月間現金給与額は一八才未満で、女子五、六八四円、男子五、六五二円とむしろ女子の方が僅かながら上廻っていますが、年令が高まるにつれてひらきが大きくなってきます。すなわち一八才未満の賃金をおのの一二〇〇とすると、女子は二五・三〇才が最高で一九八、それに対して男子は四〇・五〇才が最高で五〇・六に達しています。(表23)

一時間、男子二〇五・六時間）が比較的長く、製造業のなかでも皮革・同製品製造業（女子一九八・六時間、男子二〇二・二時間）、家具・装備品製造業（女子一九八・〇時間、男子二一五・六時間）、繊維工業（女子一九六・八時間、男子二一四・二時間）などが労働時間の長い産業です。労働時間が短いのは金融保険業（女子一七五・二時間、男子一八〇・八時間）、電気・ガス・水道業（女子一七二・二時間、男子一八一・二時間）で、この傾向は例年同じです。（表25）

又、労働者と職員では一般に男女とも労働者の労働時間の方が長く、製造業についてみますと女子の労働者は一九三・四時間、男子二〇七・六時間、職員はそれぞれ一九二・二時間と一九九・九時間となっており、所定外労働時間では男女とも労働者の方が長くなっています。

出勤日数は女子二三・六日、男子二四・二日でそれぞれ前年より〇・一日増加しています。（表26）

定年制度・退職一時金制度

近年、婦人の勤続年数が長くなり、又既婚婦人が職場に増えていく現状については、これまでにはしばしばふれてきました。このような働く婦人の変化に伴って、年長婦人や既婚婦人にまつわる特別の取扱いが問題になってきていますが、一九五八年末婦人少年局が行った調査（注）結果からその実態をみてみましょう。

（注）女子保護実施状況調査

——定年制度における男女差——

調査対象事業場のうち、定年制度のある事業場は全体の六〇・三%で、そのうち労使間の協定によるものが四一・七%となっています。規模別に普及状況をみると、三〇～九九人の事業場が五〇・三%、一〇〇～四九九人が七九・三%、

五〇〇人以上が九六・五%で大規模事業場ほど定年制度が普及しており、その制定形式も労使間の協定によるものが五〇〇人以上事業場で六九・六%、三〇～九九人事業場では三二・八%とかなりのひらきがあります。産業別には、電気・ガス・水道業の一〇〇・〇%、金融保険業の八九・二%、運輸通信業の八一・八%などが高い普及率を示しています。

次に、定年制度のある事業場についてその内容をみると、一律定年制——全労働者に一律に定年を定めているものが七四・五%、男女別定年制——男女の別だけについて定年が異なるものが一六・六%、職能別定年制——労働者の職能の別により定年が異なるものが六・六%、階層別定年制——労働者の身分の別により定年の異なるものが一・七%などとなっています。しかし職能別、階層別の定年制度は事実上、男女の定年に差を設ける結果になることが多いので、これを男女別定年制に含めますと全体のおよそ四分の一になります。このほか結婚・妊娠・出産をもって退職させるもの、及びその条件で採用するものが一・〇%ありました。（表27）

男女別定年制をとっている事業場について定年のひらきをみると、女子五〇才～男子五五才が過半数を占めて五二・五%、女子四五才～男子五五才が一九・七%、女子五五才～男子六〇才が五・三%、女子四〇才～男子五五才が五・〇%などで、その差は五才の場合が圧倒的に多く、女子二五才～男子六〇才、女子三〇才～男子五五才のように著しく差のある事業場は非常に僅かです。

——退職一時金制度における男女差——

前述の女子保護実施状況調査によりますと、退職一時金制度のある事業場は全体の七三・七%で、そのうち労使間の協定によるものが三一・四%で、定年制度にくらべ、その割合が少くなっています。規模別では三〇～九九人が六七・四%、一〇〇～四九九人が八五・九%、五〇〇人以上が九六・六%で、大規模事業場ほど退職一時金の支給が制度化されて

表27. 規模および定年制度の内容別事業場数
(定年制度のある事業場=100)

	一 律	男女別	職能別	階層別	その他	不明
	%	%	%	%	%	%
総 数	74.5	16.6	6.6	1.7	1.0	0.3
30 ~ 99人	76.6	16.5	5.3	1.3	1.0	0.3
100 ~ 499人	71.0	16.8	9.0	2.8	1.0	0.2
500 人 以上	75.9	16.5	5.4	1.8	0.6	0.3

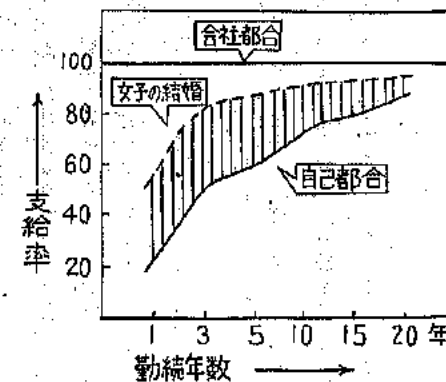
労働省一婦人少年局調

表28. 規模および勤続年数別退職一時金支給率
(会社都合による退職金の支給率=100)

勤続年数	総 数		30 ~ 99人		100 ~ 499人		500人以上	
	自己都合	女子の結婚	自己都合	女子の結婚	自己都合	女子の結婚	自己都合	女子の結婚
1 年	19.9	54.4	28.7	54.7	20.9	51.3	13.6	51.8
3 年	49.0	81.8	53.2	90.0	49.4	82.4	45.9	76.4
5 年	58.2	87.3	59.8	91.8	59.2	87.9	55.1	84.0
10 年	72.4	91.3	71.4	95.4	73.0	92.8	72.3	87.5
15 年	79.2	98.0	77.8	95.9	77.4	95.0	82.0	89.2
20 年	87.6	94.5	85.9	97.0	87.9	96.6	88.2	90.9

労働省一婦人少年局調

図18. 退職理由別退職一時金支給率



労働省一婦人少年局調

います。またその制定形式も大規模事業場ほど労使間の協定によるものが多くなっており、五〇〇人以上事業場は五五・〇％、三〇〇～九九人事業場は二二・二％です。産業別にみると、電気・ガス・水道業の九八・〇％、金融保険業の九二・七％が高い普及率をみせ、この傾向は定年制の場合と同じです。

次に、退職一時金制度のある事業場についてその内容を見ると、女子の結婚による退職について一般の自己都合退職の場合と特に異なる取扱いをしないものが七六・七％と最も多く、結婚退職増のあるもの二二・四％、産前産後退職増のあるもの四・二％などを含み、何らかの点で男子と女子とにより異なる取扱いをしているものが三一・六％を占めています。

次に退職理由を、会社都合、自己都合、女子の結婚の三つにわけ、会社都合による退職金の支給率を一〇〇とした場合における自己都合、女子の結婚の支給率の指数を、勤続年数一、三、五、一〇、一五、二〇年の六時点についてとってみますと、どの規模においても、またどの時点においても、女子の結婚による退職の場合の退職一時金の支給率は、自己都合による退職の場合より高い率をしめし、また、勤続年数の短い程その差は大きくなっています。(表28 図18)

三 婦人の労働保護状況

労働基準法における婦人の保護

労働基準法の中には婦人の労働条件をまもるため、特に次のような定めが設けられています。

男女同一賃金の原則

女子であることを理由に、賃金に差別をつけることを禁ずる。

労働時間及び休日

原則として女子の時間外労働を一日に二時間、一週六時間、一年二五〇時間以内に制限し、休日労働を禁ずる。

深夜業

原則として午後一〇時から午前五時までの間、女子の使用を禁ずる。

危険有害業務の就業制限

女子に運転中の機械や動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査、修繕を行わせること、運転中の機械や動力伝導装置のベルトのかけはずしを行わせること、動力による起重機を運転させること、その他の危険な業務につかせることを禁じ、女子の取扱う重量物を制限するなど。

抗内労働

鉱山における女子の坑内労働を禁ずる。

産前産後の休業

六週間以内に出産予定の女子が請求によつて休暇をとることを保障し、産後六週間の就業を禁じている。ただし、産後五週間を経過した女子が請求した場合は、医師が支障がないとみとめた業務につかせてもよいことになっている。

妊婦の軽易業務への転換

妊娠中の婦人が請求した場合は、軽い業務に転換させなければならない。

育児時間

乳児（生後一年以内）を育てる婦人に、休憩時間のほか、一日二回、各三〇分以上の育児時間をとることを保障する。

生理休暇

生理日の就業が著しく困難な婦人や、生理に有害な業務についている婦人が、休暇を請求することを保障する。

帰郷旅費

解雇された女子が、一四日以内に帰郷する場合は、原則として使用者が旅費を負担する。

以上が主だったのですが、このほかにも出産前後の解雇制限、出産のための賃金の非常時払、強制労働の禁止、中間搾取の排除、前借金相殺の禁止、寄宿舎生活の自治など、女子に係りの深い規定があつて、働く婦人をまもっています。

労働基準法中女子に関する条文の違反

表29. 労働基準法中女子関係条文違反件数
(1954~58年)

	第4条 男女同賃	第61条 女子の労働時間及び休日	第62条 深夜業の禁止	第63条 危険有害業務の制限	第64条 抗内労働の禁止	第65条 産前産後休業	第66条 育児時間	第67条 生理休暇	第68条 婦人労働者数	女子関係条文違反件数累計
1954年	53	18,191	2,533	496	74	19	2	64	17	21,449
1955年	50	14,815	2,978	496	62	15	5	32	12	18,465
1956年	1~6月									
	33	5,657	1,133	161	42	4	1	24	—	7,058
1956年	7~12月									
	11	4,212	1,482	96	22	10	1	4	2	5,840
1957年	30	6,184	3,027	201	60	5	—	3	6	9,516
1958年	12	4,670	2,510	223	45	9	1	8	6	7,484

注) 1954~55年および1956年1~6月の第62条、第63条、第64条、第68条には男子年少者関係を含む

労働省—労働基準局編

一九五八年一カ年間に於ける労働基準法中の女子に関する違反件数の累計は、前年より二一・四%の減少をみせ、累計は七、四八四件になつています。そのうち最も多いのが労働時間及び休日に関するもので六三%をしめています。ついで深夜業の禁止三四%、危険有害業務の就業制限三%、抗内労働の禁止、男女同一賃金、生理休暇、産前産後休業の順となつていますが、この傾向はだいたい例年同じです。

違反状況を業種別にみますと、紡織業が最も多く、その中では棉スフ織物業、絹人絹織物業等が多くなつています。紡織業に次いで食料品工業、自動車業、衣服及び身用品製造業等ですが、ほとんどが労働時間及び休日に関する違反と深夜業の禁止違反になつています。(表29)

また男女同一賃金に関する違反件数は一二件で前年の三分の一、五一年にくらべると一〇分の一の減少ですが、違反内容では本給について差別していたもの、又は補助手当、日直手当、臨時手当のような各種手当について男女差

をつけていたものなどがあげられます。

母性保護規定の実施状況

さきに述べたように、労働基準法は働く婦人の母性を護るために、特にいくつかの規定を設けています。婦人少年局では、これらの母性保護規定が、実際に事業場でどの程度生かされているかを調べるため、毎年女子保護実施状況調査を行つていきますので、次に一九五八年についてそのあらましを述べてみましょう。

この調査は、当時三〇人以上を使用する事業場に対して行われ、そのうち回答のあつた四、三八二事業場の数字から推計したものです。

有夫者と出産状況

まず有夫者と出産者の状況からみますと、この調査で女子労働者中に占める有夫者の割合は一七・二%で、こと数年間、逐年増加の傾向を示していたのが、はじめて停滞気味になりました。

産業別では有夫者の割合の多いのは例年と同じくたばこ製造業で四四・二%、次いで石油製品・石炭製品製造業(四〇・四%)、木材・木製品製造業(三五・八%)、鉱業(三五・一%)、窯業・土石製品製造業(二九・五%)等で、有夫者の割合の少いのは繊維工業九・九%が筆頭で、卸・小売業(一〇・六%)、電気機械器具製造業(一〇・九%)等女子労働者の多い分野となつています。前者は概して年長婦人が多く、後者は新卒の入職者の多い職場であることが特徴的です。(表30)

又事業場の規模別に女子労働者中にしめる有夫者の割合をみますと、規模の小さい事業場に有夫者が多く、三〇~九九

人の事業場が最も多い割合で二・七%、ついで一〇〇人以上が七・二%、五〇〇人以上では二・五%となっています。特に本年はいずれの規模においても前年の比率より下廻っていますが、なかでも五〇〇人以上の事業場は有夫者の割合の減少が目立っています。(図19)

一九五八年一カ年間に出生した女子(産前休暇者数)は、女子労働者の二・〇%で、有夫労働者数の一四・一%にあたります。前年よりは増加しましたが、一方妊娠又は分娩を理由として退職した者は妊娠婦の四一・一%(初産者四六・二%、経産者二一・六%)で、前年の三八・三%、五六年の三四・〇%に対して大幅に増加しました。

産業別では卸売業・小売業の六六・二%、建設業の六〇・六%、製造業の四六・七%等に退職率が高くなっており、鉱業、運輸通信業等が比較的低くなっています。又規模別では小規模事業場ほど妊娠婦に対する退職者の割合が高くなっています。

なお妊娠婦の退職者を退職時期別にみると、産後休暇後の退職者が四八・九%で約半数を占め、産前休暇前の退職者が四〇・三%、産前産後休暇中の退職者が一〇・八%となっており、産前休暇前の退職者が増加する傾向を示しています。

産前産後の休暇

産前産後の休暇の請求状況をみると、一人平均休暇日数は産前三三・〇日、産後四六・三日で前年より産前は〇・四日減、産後は〇・九日多くなっています。これを産前産後それぞれ六週間以内休んだ人と、六週間以上休んだ人とに分けてみると、産前では六週間以内が七二・六%、六週間以上が二〇・八%、産後では五週間以上六週間未満が五五・一%、六週間以上が三三・〇%といずれも六週間未満の人が多くなっています。(表31)

図19. 女子労働者の中に占める有夫者の割合
(1954~58年)

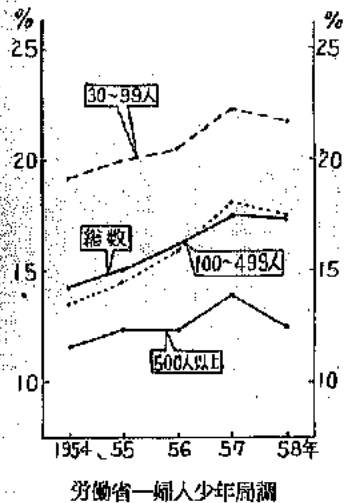


表30. 女子労働者のうち有夫者の占める割合
(1956年~58年)

	1956年	1957年	1958年
総数	16.2	17.4	17.2
製造業	33.0	32.5	35.1
建設業	31.7	28.4	26.6
卸売業・小売業	13.7	15.5	15.4
運輸通信業	9.6	9.2	10.6
電気ガス水道業	18.1	21.5	21.2
金融業	11.9	4.2	25.1
サービス業	22.9	26.1	23.1
その他	21.1	22.5	32.7

労働省—婦人少年局調

表31. 産前産後休暇者割合
(1956~58年)

	1956年	1957年	1958年
休暇者数	100.0	100.0	100.0
産前休暇			
休暇日数6週間以内のもの	73.5	73.8	72.6
" 6週間を超えるもの	22.1	23.5	20.8
" 不明のもの	4.4	2.7	6.6
一人平均休暇日数	33.0	33.4	33.0
産後休暇			
休暇日数5~6週間以内のもの	62.5	65.8	55.1
" 6週間を超えるもの	29.0	30.0	35.0
" 不明のもの	8.5	4.2	9.9
一人平均休暇日数	44.6	45.4	46.3

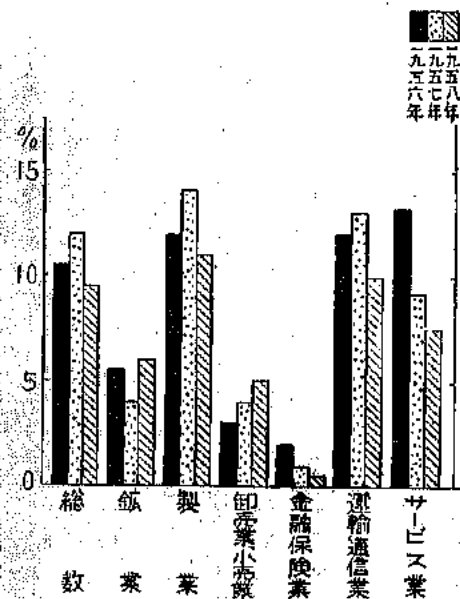
労働省—婦人少年局調

表32. 育児時間を請求した者の割合
(1956~58年) (産婦数=100)

	1956年	1957年	1958年
総 数	44.7%	44.3%	38.9%
30~99人	40.9	50.5	39.4
100~499人	44.7	42.2	39.0
500人以上	47.2	43.2	38.2

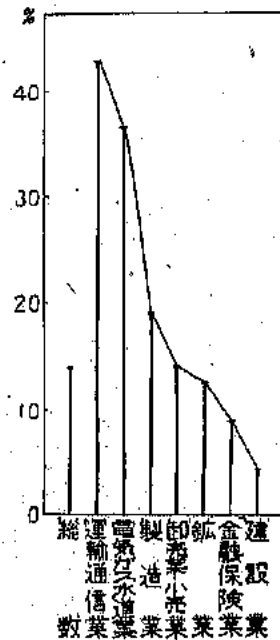
労働省—婦人少年局調

図20. 産前において軽易業務に
転換した者の割合
(1956~58年)



労働省—婦人少年局調

図21. 生理休暇を請求した者の割合
(1958年) (女子労働者数=100)



労働省—婦人少年局調

産前における軽易業務転換

産前産後休業中の賃金については、基準法には特に規定がありませんから、各事業場で労働契約・労働協約・就業規則等によつて労使の間で定められるのが望ましいことですが一九五七年の調査では(五八年は該当調査なし)、労働協約又は就業規則中に産休中の給与について定めているのは調査事業場の五九・四%で、そのうち最も多かったのは、出産の前六週間は有給で一〇〇%の賃金を支給するもの四・六%、ついで休業中無給で健康保険法による出産手当金が支払われるとするもので三五・六%、出産の前各六週間は有給で一〇〇%未満の賃金を支給するもの五・一%、出産の前各六週間は有給で一〇〇%の賃金を支給するもの三・三%の比率を示しています。

出産の中に占める死産の割合は六・九%で、小規模事業場ほど死産率が高く、産別では卸売業・小売業、運輸通信業、製造業が高く、鉱業が一番低率となっています。

参考までに厚生省の全国調査によりますと一九五八年中における出産に対する死産の割合は一〇・一%となっています。

妊婦のうち軽易業務に転換した者の割合は九・五%で、前年の一一・九%、五六年の一〇・六%より低くなっています。産別によりますと建設業が最も多く一一・三%(前年は一八・〇%)、ついで製造業の一・一・〇%(前年は一四・〇%)、そのなかでは皮革・同製品製造業の三五・三%、食料品製造業の二二・四%が割合の多いもので目立っています。かわる仕事の内容は職種によつてさまざまですが、だいたいは筋肉労働から事務労働へ、立作業から坐作業へ、交番制勤務から昼間勤務にうつる等が主なものです。又仕事をかわつた時期は、産前六週間より前にかわつた者が七八・三%、六週間以後にかわつた者が二一・七%となっています。(図20)

規模別には産前大週間より前にかつた者の割合が、小・中規模の事業場で前年の比率より増加しているのに対して、五〇人以上の大事業場では、前年の九〇・三%から六六・五%へといちぢるしく減少しています。

育児時間及び施設

出産者のうち育児時間を請求した人は三八・九%で前年の四四・三%、五六年の四四・七%より割合が少なくなっています。事業場の規模別からみますと、三〇〇人以上のところは最も多く三九・四%、ついで一〇〇〇〜四九九人の事業場、五〇人以上のところは三八・二%となっています。与えられた時間は、一日二回各三〇分を与えられた人が六六・七%、一日二回各三〇分をこえて与えられた人が三三・三%で、基準法を上廻る時間を与えられた人の割合はこれまでの最高を示しています。(表32)

このように出産者の半数近くが育児時間を利用する現状からみて、婦人労働者の育児が円滑に行われるために、授乳施設や託児施設が設けられることがのぞまれますが、専用の授乳施設をもっているものは五六年の調査事業場のうち(五七、五八年には該当調査なし)〇・四%にすぎませんでした。しかし、休憩室、面会所、医務室、宿直室等と兼用の施設をもっている事業場が二二・五%あるので、これを併せると約二三%が授乳のための施設をもっているわけです。規模別にみまますと大きな事業場に多く設けられており、五〇〇人以上では四六%であるのに対し、三〇〇〜四九九人では一四・四%、一〇〇〇〜四九九人では二六・七%となっています。託児施設をもっている事業場はさらに少く、専用、兼用をあわせても三・〇%、五〇〇人以上の事業場でも六・二%にすぎません。

生理休暇

女子労働者のうち、年間一回でも生理休暇を請求した人は五八年は一八・八%で、これは女子労働者の五分の一に相当します。しかし、前年の二〇・〇%、五六年の二三・五%にくらべると低率を示しました。事業場の規模別に請求状況をみると、規模の大きいほど多くの人がとっており、五〇〇人以上の事業場は二七・三%、一〇〇〇〜四九九人では一九・六%、三〇〇〜四九九人では一〇・一%でこの傾向は例年のものです。産業別では煙草製造業は六九・九%で全産業中依然として高率を占め、ついで運輸通信業の四二・八%、パルプ・紙・紙加工品製造業の三八・二%、電気・ガス・水道業の三六・六%等で、それに反してサードス業三・六%、建設業四・七%等は殊に低率を示しています。(図21)

生理休暇をとった女子労働者だけについてみると、一人平均請求回数は年間を通じて五・一回で、一回の平均日数は一・五日となります。

参考までに生理休暇中の給与について、労働協約又は就業規則にさだめている事業場を、一九五七年の調査事業場についてみると五七・八%、産業別には煙草製造業、運輸通信及びその他公益事業等に多くなっています。生理休暇を有給とする事業場は七〇・七%で、そのうち休暇日数を二日とするところは三九・九%、三日とするところは一二・四%、必要日数」というのが一二・〇%となっています。

婦人と労働衛生

労働基準法のさだめにより、特殊の例外を除いて、各事業場は労働者に年一回、又は業務の種類により年二回の定期健康診断を受けさせなければならないことになっています。この定期健康診断の結果報告をみると、女子の全産業平均罹病率は八・五%、男子一一・一%で、女子が男子より低いのは例年見られる現象です。

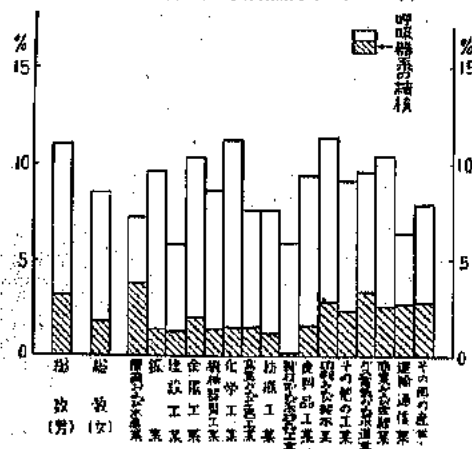
表39. 産業別死傷災害発生状況 (1958年)

[illegible]

注) 災害発生率 = $\frac{\text{死傷件数}}{\text{労働者数}} \times 100$

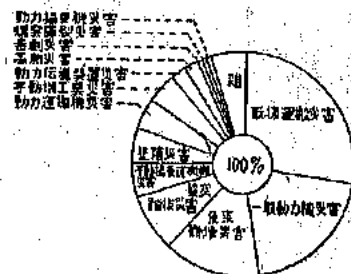
勞働省一労働者死傷病報告

図22. 婦人労働者の産業別罹病率 (1958年)



労働省一定期健康診断結果報告

図23. 女子労働者の原因別死傷災害発生状況 (1956年)



勞働省一勞働者死傷内報告

婦人と労働災害

結核の罹病率は、女子一・八%で男子三・二%の比率にくらべかなり下廻つています。産業別に結核の罹病者数をみま
すと紡織工業が最も多く六、六八九人に上りますが、罹病率からいえば一・二%と全産業の下位にあります。このことか
ら結核対策のゆきわたつていることが察せられます。一方、商業及び金融業は罹病者数三、七三三人、罹病率二・六%、
運輸通信業では四、六一七人で二・七%と高い比率を示しています。最も比率の高いのはガス・電気及び水道業の三・四
%、最も低いのは製材及び木製品工業の〇・二%です。(図22)

業務上の疾病についてみますと、女子の全産業平均罹病率は〇・〇五%で、(男子〇・二二%)機械器具工業が最も比率
が高く〇・一九%、次が鹽業及び土石工業の〇・一二%、化学工業、金屬工業等で、紡織工業は〇・〇一%とかなり低く
なつています。

又、女子の労働災害発生率は〇・六％で男子の六分の一にあたります。勿論産業によつて差がありますが、鉱業が最も災害がおこりやすく四・四％（男子二・三％）、建設事業三・八％（男子九・五％）、貨物取扱事業三・〇％（男子二・二％）、最も少いのは製造工業の〇・七％（男子二・五％）です。

女子の災害発生の原因をみますと物の取扱運搬によつておこる災害、一般動力機による災害、物の飛来崩壊による災害などが多くなっていますが、その他、ものに撃突したり、釘等を踏抜いてけがをする災害、墮落災害、動力運搬機災害、手動機工具災害などもあげられます。（図23）

四 労働組合の中の婦人

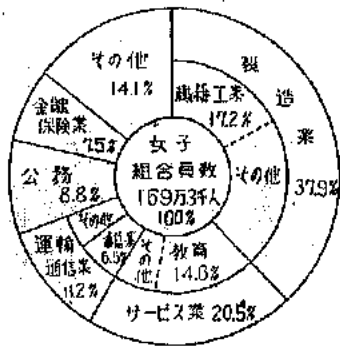
戦後、労働組合の組織化は飛躍的な発展をとり、これに伴う男女労働組合員数の増加も一九四八、九年を頂点として著しい伸びをみせましたが、その後間もなく経済安定計画による事業場の休廃、縮小等により、雇用者の減少と共に組合員も一時減少をみました。

しかしその後一九五二、三年頃から組合員数は再び増加の傾向をたどり、労働組合基本調査によりますと一九五八年六月には、全国の単位労働組合三万八千に加入している組合員総数は六八八万人、このうち女子は一六九万人に達しました。女子組合員数は前年同月に比べて六万人（三・七％）の増加となつていますが、その増加は男子において一層多くみられたため、組合員総数中にしめる男女組合員比率は、女子二四・六％、男子七五・四％で前年（二四・七％対七五・三％）に比較し女子の比率がわずかながら低下しています。（図24、25）このように女子組合員数の伸びが停滞したのは、製造業、特にこのうちの繊維工業において操短などのため女子組合員数が減少したことが響いているものと察せられます。

しかし、女子が組合員総数の四分の一を占めているということは、数の上からみても女子が組織の中で相当大きな力を持っていることを示すものでありましょう。

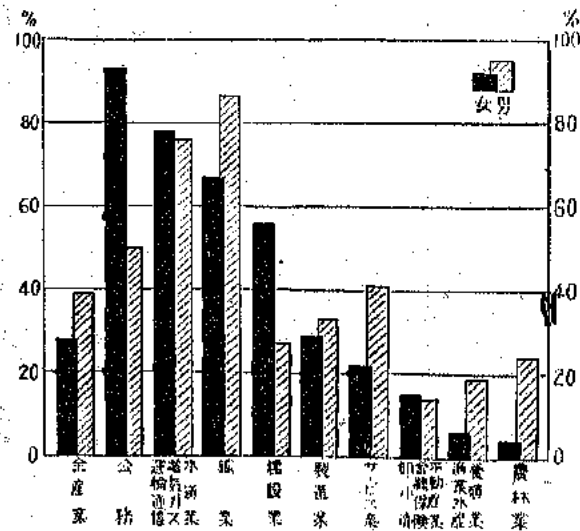
次に、雇用者総数中に占める組合員数の割合（組織率）をみますと、女子二七・七％（前年の二・三％減）、男子三八・五％（同〇・三％減）でいずれも前年よりやや低くなつていますが、特に女子の低下が男子に比べて大きいのは、前述したように女子組合員数の対前年増加率が男子より低かつたこと、その上雇用労働者数の対前年増加率が男子より女子に高

図26. 産業別女子単位労働組合員数
(1958年)



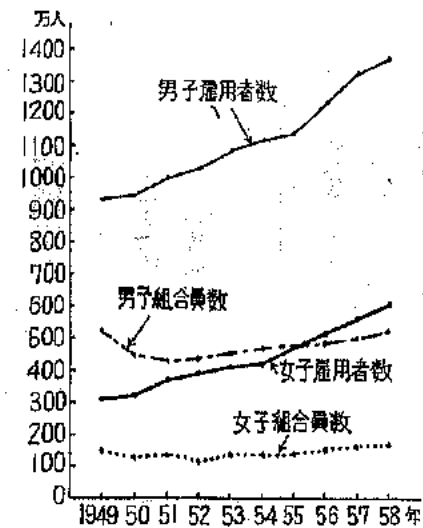
労働省—労働組合基本調査

図27. 産業および男女別推定組織率
(1958年)



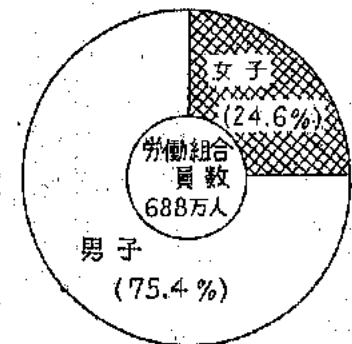
労働省—労働組合基本調査

図24. 労働者数および組合員数の推移
(1949~58年)



労働省—労働組合基本調査

図25. 単位労働組合員数
(1958年)



労働省—労働組合基本調査

かつたことによるものです。

女子組合員数の産業別分布をみますと、製造業が前年よりやや減少したとはいえ最も多く全組合員数の三七・九％（このうち半数近くは繊維工業）を占めています。次いでサービス業の二〇・五％（このうち七割は教育）、運輸通信業一一・二％、公務八・八％、金融保険業七・五％となっています。（図26）

一方、産業別の組織率をみますと、組合員数の多い製造業は必ずしも高くなく、公務九三・三％を最高として、運輸通信・電気ガス水道業七八・一％、鉱業六六・七％、建設業五五・六％とつづき、製造業は二八・五％に過ぎません。またサービス業、卸小売・金融保険・不動産業、農漁業等の組織率は目立って低く、これらの分野における未組織労働者の多いことがわかります。（図27）

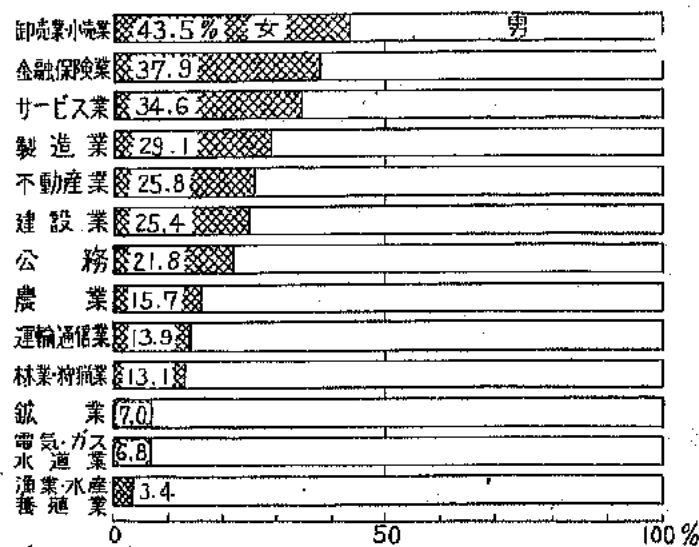
次に組合員総数中に占める女子の比率を産業別にみますと、女子組合員が多いのは卸売業・小売業、金融保険業、サービス業等で総数の三分の一以上を女子が占め、製造業はこれよりやや下廻っています。製造業のうちでは衣服その他の繊維製品製造業七一・九％、繊維工業六九・八％等が女子の占める比率が高く、次いでたばこ製造業四七・九％、ゴム製品製造業四四・三％、食料品製造業三一・七％となっています。またサービス業のうちでは医療保健業六三・一％、教育三四・八％がそれぞれ女子の占める比率が高くなっています。

これに対し、女子組合員数が総数の一〇％に満たない産業は鉱業、電気ガス水道業、漁業・水産養殖業等で、製造業のうちでは鉄鋼業、輸送用機械器具製造業が女子の占める比率が低くなっています。（図28）

労働組合には、一つの会社や工場の労働者によって組織される企業別組合、同じ職業あるいは同じ職業の労働者が横のつながりをもつて全国的な組織をつくる産業別組合、職業別組合などの形がありますが、わが国では企業別組合の形をと

図28. 産業別労働組合員数の男女別構成

(1958年)



労働省一労働組合基本調査

るものが圧倒的に多く、その多くは産業別の連合体をつくっています。そしてこれらの全国組織や連合体は更に集つて上部連合体を形成しています。

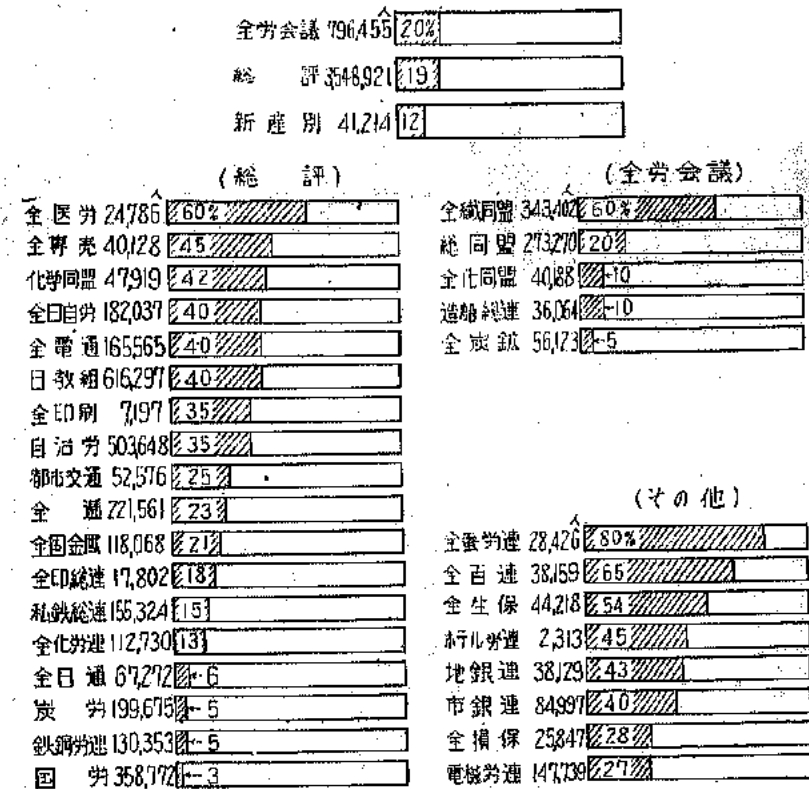
上部連合体としては総評（日本労働組合総評議会、傘下組合員数三五五万人）、全労会議（日本労働組合会議八〇万人——総同盟二七万人を含む）、新連別（全国産業別労働組合会議四万人）があり、その他に以上の組合に加入しない全国組合（二〇二万人）があります。

各団体のなかの婦人組合員数の割合は、全労会議二〇％、総評一九％、新連別一二％となっています。

これらの上部団体の傘下組合のうち、全労傘下の全職同盟（六〇％が婦人、以下同じ）、総評傘下の全医労（六〇％）、その他では全医労連（八〇％）、全百連（六五％）等が婦人組合員の

占める割合が大きい団体としてあげられます。(図29)

図29. 全国主要労働組合における女子組合員数の割合
(1958年)



注) 組合員総数は労働省労働組合基本調査による
女子の割合は婦人少年局調

1959年11月30日 印 刷

1959年11月30日 発 行

1958年

婦人労働の実情

婦人労働資料 No. 73

編集者 東京都千代田区大手町1の7
労働省婦人少年局

印刷所 東京都千代田区麹町5の2
杉田屋印刷株式会社